

第三次宇部市地域ふくしプラン(最終案)

(令和8年度～令和12年度)

宇部市地域福祉計画
宇部市地域福祉活動計画

令和8年(2026年)2月

宇 部 市

目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	1-1
第2節 計画の位置づけと計画期間	1-2
第3節 計画の策定体制と方法	1-6
第4節 地域福祉の圏域（エリア）	1-7

第2章 第二次計画の推進状況

第1節 第二次宇部市地域ふくしプラン	2-1
第2節 計画の進捗状況	2-2

第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第1節 宇部市の状況	3-1
第2節 宇部市の地域活動等の状況（活動事例）	3-4
第3節 宇部市地域福祉意識調査結果	3-15
第4節 今後の課題	3-22

第4章 計画の基本理念と目標

第1節 基本理念	4-1
第2節 基本目標	4-1
第3節 施策体系	4-3
第4節 各行動主体の役割	4-4

第5章 施策の推進

基本目標1 いつでもどこでも相談できる体制づくり	
取組の柱1-1 なんでも相談できる	5-1
取組の柱1-2 いつでも情報が受け取れる	5-4
基本目標2 誰もが参加し、共に支え合える地域づくり	
取組の柱2-1 誰もが担い手になる	5-8
取組の柱2-2 活躍の場がある	5-11
基本目標3 誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける仕組みづくり	
取組の柱3-1 必要とするサービスが受けられる	5-15
取組の柱3-2 いのちを支える支援を充実させる	5-19

基本目標4 地域の誰ひとり取り残さない支え合える基盤づくり（共通）	-5-24
計画の推進	-----5-25

資料編

参考資料1 計画策定の経過	-----	資料 1-1
参考資料2 第三次宇部市地域ふくしプラン策定委員会	-----	資料 1-2
参考資料3 パブリックコメントの結果概要	-----	資料 1-3
参考資料4 各種相談窓口一覧	-----	資料 1-4

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化・人口減少の進展により、社会構造は大きく変化しています。

その結果、核家族化や単身世帯の増加、身近な地域住民のつながりの希薄化、高齢者や子育てに悩む保護者の孤独化・孤立化、ひきこもりや虐待、貧困、自殺者の増加など、多様な課題が顕在化しています。

さらには、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、制度の狭間で支援が届きにくいケースや、複数の課題が重なり合い、包括的な対応が求められる複合的なケースも増加しています。

このように複雑化・複合化した生活上の諸課題に対応するためには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いだけでも対応することはできません。行政による福祉サービスの充実と、地域住民等による相互の助け合い・支え合い活動の促進を両輪として、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域共生社会」の実現が、これまで以上に求められています。

そのような中、国では、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉の推進に向け、平成30年4月に、社会福祉法の一部を改正しました。さらに令和3年4月の社会福祉法改正では、複合・複雑化したニーズに対応するための重層的支援体制整備事業が創設されました。行政をはじめとした様々な関係機関と分野横断的な連携を行いながら、支え合いによる地域づくりの促進が図られています。

本市では、令和3年3月に宇部市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)と一体となって「第二次宇部市地域ふくしプラン」を策定し、「地域のみんなで支え合う 心かよう元気な福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、行政による福祉サービスの充実と、地域住民等による相互の助け合い・支え合い活動を両輪として、各種施策や事業を展開し、地域福祉の向上に取り組んできました。

この第二次プランの計画期間が令和7年度までとなっていることから、これまでの取り組みを継承するとともに、引き続き、本市と市社協との一体的な計画として「第三次宇部市地域ふくしプラン」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

第2節 計画の位置づけと計画期間

(1)地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づき、本市における「地域での助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進するための計画(地域福祉計画)です。人と人とのつながりを基本とし、地域の様々な福祉の課題を明確にした上で、その解決に向けた取り組みを進め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指すための「理念」とそれに関連する施策を定めたものです。

また、本市が令和5年3月に策定した「宇部市重層的支援体制整備事業実施計画」を、本計画で定める包括的な支援体制の整備をさらに進めるための計画として位置づけています。

社会福祉法(昭和26年法律第45号)一部抜粋

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2)地域福祉計画に記載する内容

社会福祉法第107条では、地域福祉計画に記載する内容として次の5項目を規定しています。本計画においても、5項目を踏まえ、施策を展開していくものとします。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(3)重層的支援体制整備事業と本計画の関連について

令和3年4月に施行された改正社会福祉法に基づき、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本事業は、地域住民やその世帯が抱える複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ以下の3つの支援を一体的に実施するものです。

- 1 世代や属性を問わない相談支援
- 2 多様な社会参加に向けた支援
- 3 地域づくりに向けた支援

本計画を通じて、行政、社会福祉協議会、関係機関等との間で、地域や住民の抱える課題と、包括的な支援体制の整備にあたり目指すべき方向性についての共通認識を図ることで、今後も、重層的支援体制整備事業を効果的かつ継続的に実施してまいります。

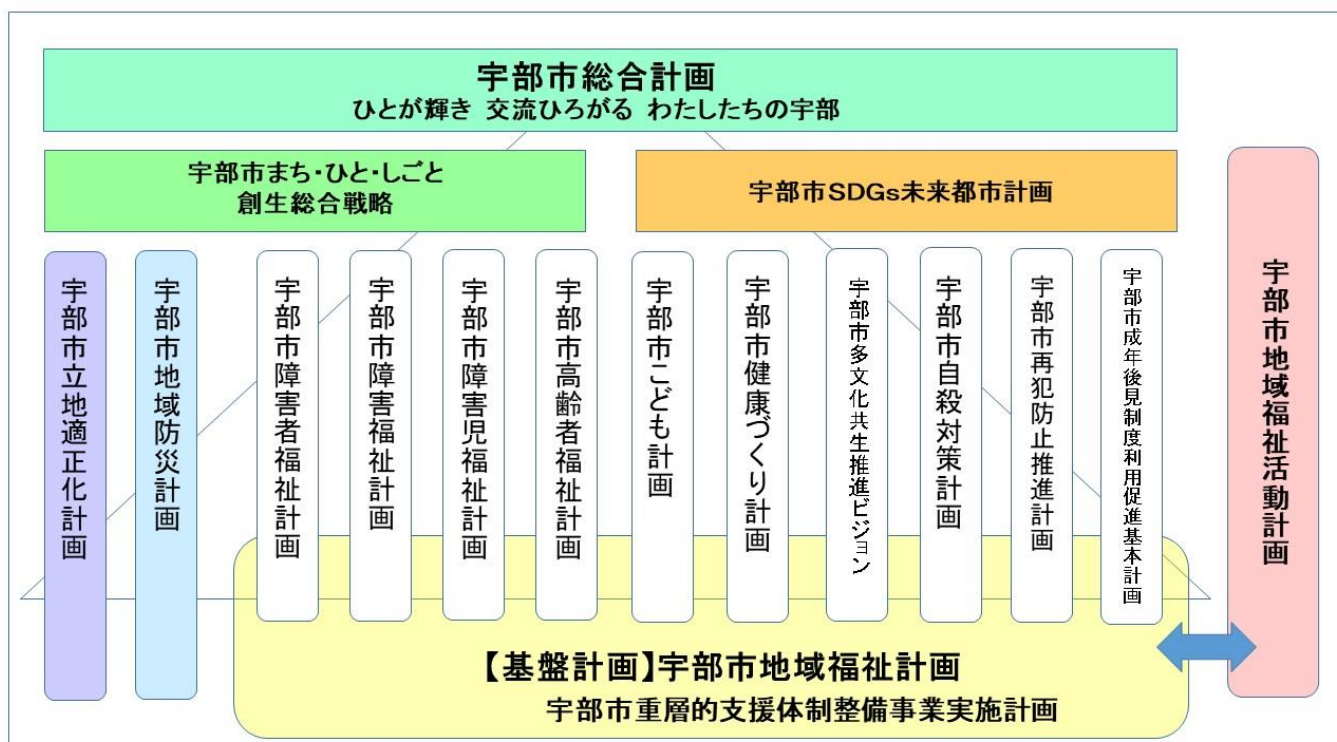
(4) その他関連計画との関係

宇部市地域福祉計画は、宇部市総合計画を上位計画とし、同計画で定める「基本目標 4 誰もが自分らしく暮らせるまち」の個別施策「4-4 心かよう地域福祉の充実」の関連計画として位置付けています。

また、地域福祉を一体的に推進するため、地域福祉計画を、高齢者、障害者、子ども、健康など福祉に関連する分野別計画の基盤計画と位置付けます。これにより関連計画で掲げられる大きな目標である「地域共生社会」の実現を共有し、連携して取り組みます。

さらに、地域のあらゆる課題を解決するため、福祉分野のみならず防災など関連する計画との連携も図ります。

【図表 1】 第三次宇部市地域ふくしプランとの関係



(5)地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に基づき地域福祉の推進役として位置づけられている社会福祉協議会が中心となり、地域住民やボランティア団体、福祉事業者などの民間団体が相互に協力し策定する、地域福祉を推進するための活動・行動計画です。

市社協は、本市における地域福祉の重要な担い手として、平成7年11月に「宇部市地域福祉活動計画(第一次)」を策定し、以来、地域住民、NPO、社会福祉施設、民間団体、行政などと連携して地域福祉の推進に取り組んできました。

地域福祉推進のための理念や仕組みを定める地域福祉計画と、その理念を実現するための具体的な活動・行動を定める地域福祉活動計画は、地域福祉を推進する「車の両輪」です。多様な担い手の協力と参画を得て取り組みを展開し、相互に連携を図ることが不可欠です。

本市では、平成28年3月に「第一次地域ふくしプラン(宇部市地域福祉計画・宇部市地域福祉活動計画)」を策定し、地域・市・市社協が連携・協働して一体的に地域福祉の推進に取り組んでいます。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）一部抜粋

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(6)計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、社会状況の変化や関連計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行います。

【図表2】計画の期間

計 画 名	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
宇部市総合計画	第五次							第六次	
宇部市 SDGs 未来都市計画	第三期		第四期			ポスト SDGs			
地域ふくしプラン	第二次	第三次					第四次		
・宇部市地域福祉計画									
・宇部市地域福祉活動計画									
宇部市重層的支援体制整備事業実施計画	第一期		第二期				第三期		
宇部市障害者福祉計画	第五次					第六次			
宇部市障害福祉計画	第七期		第八期		第九期		第十期		
宇部市障害児福祉計画	第三期		第四期		第五期		第六期		
宇部市高齢者福祉計画	第九期		第十期		第十一期		第十二期		
宇部市こども計画	第一期					第二期			
宇部市健康づくり計画	第四次		第五次						
宇部市自殺対策計画	第二次				第三次				
宇部市多文化共生推進ビジョン	第一次				第二次				
宇部市再犯防止推進計画	第二次					第三次			
宇部市成年後見制度利用促進基本計画	第一期	第二期				第三期			
宇部市立地適正化計画	改定	5年ごとに評価・見直し							
宇部市地域防災計画	必要に応じて修正								

第3節 計画の策定体制と方法

本計画の策定にあたっては、まず市民アンケートを実施して、市民の意識や意見を把握しました。その結果を踏まえ、本市と市社協等の関係部署が協議を行い、地域課題の整理と解決に向けた方策の検討を進めました。

その後、当事者団体、社会福祉法人、地域活動団体、民間企業、学識経験者等の関係者で構成された「宇部市地域ふくしプラン策定委員会」において、検討結果を踏まえた計画案について審議を行いました。

第4節 地域福祉の圏域(エリア)

地域福祉の視点から地域をとらえた場合、その活動は限られた場のみで展開されるものではありません。

地域で暮らす個人は、家族だけでなく、隣近所、自治会などの小地域、小学校区を中心としたふれあいセンターのある地域、小学校区よりも広い範囲である日常生活圏域とつながり、さらには市全域へと、重層的に広がる地域の中にいます。また、市域を超えた様々なつながりにも属しています。

本計画では、この日常生活圏域やふれあいセンターのある地区、小地域である自治会ごとに地域をとらえ、地域福祉を推進するものとします。

また、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件及び日常生活における様々なサービスの整備状況を踏まえ、生活上の安心・安全・健康を確保するため、医療や介護だけでなく、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが適切に提供できる範囲として、下図のとおり6圏域を日常生活圏域に設定しています。

【図表3】宇部市の日常生活圏域



第2章 第二次計画の進捗状況

第1節 第二次宇部市地域ふくしプラン

令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする第二次プランでは、策定した以下の施策体系の下で、重点的な取組を中心に各事業を実施しました。

【図表4】第二次宇部市地域ふくしプラン体系図

基本理念	基本目標	取組の柱
地域のみみんなで支え合う心かような元気な福祉のまちづくり	いつでもどこでも相談できる体制づくり	なんでも相談できる
		いつでもすぐに情報が受け取れる
	誰もが参加し、支援しあえる地域づくり	誰でも担い手になれる
		活躍の場がある
	住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていける仕組みづくり	必要とする支援やサービスが受けられる
		いのちを支える支援を充実させる
	(共通) 地域の誰ひとり取り残さない支援の基盤づくり	こどもから高齢者、障害の有無や国籍等に関わらない包括的な支援体制の構築

第2節 計画の進捗状況

(1)成果指標

第二次プランの令和7年度の成果指標に対する令和6年度の実績は次のとおりです。

基本目標 1 いつでもどこでも相談できる体制づくり

属性を問わない包括的な相談窓口の強化と、サービスや支援の内容の情報発信の多様化と強化に取り組む基本目標1の成果指標は図表5に示すとおりです。

【図表5】基本目標 1

項目	策定時 R2	現状値 R6	目標値 R7	達成率
福祉なんでも相談窓口相談者数(人)	6,987	9,301	2,500	372%
生活相談サポートセンターうべ相談者数(人)	449	247	400	62%

基本目標 2 誰もが参加し、支援しあえる地域づくり

身近な地域での地域福祉活動への参加、生涯活躍できる人材育成に取り組む基本目標2の成果指標は図表6に示すとおりです。

【図表6】基本目標 2

項目	策定時 R2	現状値 R6	目標値 R7	達成率
ご近所ふれあいサロン参加者(人)	89,029	82,516	123,800	67%
うべシニア大学終了者数(累計)	27	152	180	84%

基本目標3 住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていける仕組みづくり

高齢者や障害者の権利擁護の取り組みと、災害時に安心・安全に避難する体制づくりに取り組む基本目標3の成果指標は図表7に示すとおりです。

【図表7】基本目標 3

項目	策定時 R2	現状値 R6	目標値 R7	達成率
宇部市成年後見センター新規相談件数(件)	195	204	300	68%
(参考)市社協法人成年後見新規相談件数(件)	16	24		
災害時要援護者支援制度登録者数(人)	450	719	600	119%

(2)成果指標を除いた取組

第二次プランにおける成果指標設定事業を除くその他の事業等の取組状況は、図表8に示すとおりです。

【図表8】 成果指標事業を除く取組 (1/6)

基本目標	取組の柱	事業名等	概要
1 いつでもどこでも相談できる仕組みづくり	1-1 なんでも相談できる	福祉総合相談窓口	こどもから高齢者まで障害の有無にかかわらず、多様な福祉に関する相談に対応し、関係機関や福祉なんでも相談窓口と連携し、問題を解決できるよう支援する。
		アウトリーチ支援員の配置	就職氷河期世代等の方の社会参加や就職を促すため、必要な情報の提供やアウトリーチ（訪問）を行い、相談対応や支援を行う。
		地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）	高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、元気な人から介護の必要な人まで、健康の維持、保健・医療・福祉の向上のための様々な相談を幅広く受け付け、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが連携し、「チーム」として総合的に支援する。
		障害者相談支援	障害者や家族などからの様々な相談内容に応じて、サービス事業所や保健・医療・福祉の関係機関との連携を図り、障害者相談員などの身近な相談窓口や専門的な相談機関に至る総合的な相談支援体制を充実する。
		うべこども家庭センター Ube ハピ	親子健康手帳交付時に、専門職が面接相談を実施し、妊婦の不安解消を図る。また、ハイリスク妊婦の把握に努め、関係機関と連携して、安心して妊娠・出産・子育てができるよう適切に支援する。
		ひとり親家庭等相談窓口	ひとり親家庭等相談窓口を設置し、子育てや就業、養育費確保などひとり親家庭等が抱える様々な課題について、母子・父子自立支援員が一人ひとりに寄り添うきめ細やかな支援を行う。
		心配ごと相談事業	高齢者や障害者などが家庭や地域で生活する中で生じる様々な悩みや困りごとなどに対応できる相談窓口を開設し、助言・指導及び地域の社会資源や専門機関などにつなぐ調整等の相談支援を行う。
		こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、親子が心身ともに健康で過ごせるように支援する。
	1-2 いつでもすぐに情報が受け取れる	広報紙・ウェブサイト・メールサービス・LINEによる周知	様々な地域福祉の活動をより多くの市民に周知するために、「広報うべ」や「うべし社協だより」、ウェブサイト、メールサービス、SNS等を活用して、積極的な情報発信に取り組む。また、「広報うべ」や「うべし社協だより」では、重度視覚障害者の方を対象に、点字や音声版も発行する。
		まちかど健康情報ステーション	利用状況や新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を考慮し、冊子から二次元コードを表示したスタンドを設置する形へと媒体を変更しながら、美容院、理容院、薬局などの協力店において、無関心層を含む市民への健康情報の提供を実施。
		市政出前講座の開催	市の行う様々な施策や事業について理解を深めて、まちづくりに参加してもらうために、自治会や市民等で構成される団体に市職員を講師として派遣し、担当分野の情報をわかりやすく提供する。
		民生委員・児童委員活動	社会福祉の制度やサービスについて、個別訪問により必要な支援の情報収集、提供を行う。
		福祉委員活動推進事業	地域の实情に応じて「福祉委員だより手渡し運動」等により、健康・福祉に関する情報や地域の情報を伝える。
		手話通訳者の設置・派遣 要約筆記奉仕員の派遣	聴覚障害者の社会的自立を支援し、社会生活の円滑化を図るための専任の手話通訳者を社会福祉協議会に配置する。また、聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する。

【図表8】成果指標事業を除く取組（2/6）

基本目標	取組の柱	事業名等	概要
1 いつでもどこでも相談できる仕組みづくり	1-2 いつでもすぐに情報が受け取れる	災害時避難所における聴覚障害者への寄添いボランティア派遣	災害時に避難所において聴覚障害者に寄り添い、情報の収集支援やコミュニケーション支援を行うボランティアを派遣する。
		コミュニケーション支援員設置	市役所窓口にて、手話通訳をはじめとする障害者のコミュニケーション支援を行う支援員を配置する。
		コミュニケーション支援促進助成	市内の事業者や市民活動団体等がコミュニケーション支援を実施するための費用を助成する。
		点訳・音訳	視覚障害者へ市政情報を提供するため、「広報うべ」や「議会だより」等の点字・音訳版を作成し配布する。
		宇部市保健・医療・福祉サービス調整推進会議、ブロック会議	多職種協働による地域の事例検討・ネットワーク構築・情報共有等を通じて問題点を把握し、高齢者に適切なサービス・仕組みづくりを総合的に調整・推進する地域ケア会議です。この会議を通じて、関係機関と連携をとりながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう検討します。実務者で検討するブロック会議と各団体の代表者で検討するサービス調整推進会議を行う。
		地域自立支援協議会・障がい等地域支援ブロック会議	障害者支援に携わる関係者が支援に向けた連携を図り、個別事例から求められる地域の課題を共有するためにブロック会議を開催するとともに、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害当事者、民間有識者等の幅広い意見を反映させ、困難事例への対応のあり方や、地域の情報と課題を共有するための協議会を開催する。
		支援調整会議の開催	生活困窮者自立支援事業において、関係機関の支援者が相談者の自立に向けた支援プランについて情報共有を行い、支援内容が適切であるか協議し、支援が終わった場合に支援の評価を行う支援調整会議を開催する。
		人権学習会の開催	市民宣言にうたわれている「人間が尊重される都市づくり」をめざし、様々な場を通じて、市民一人ひとりの人権尊重の意識を高める人権教育を推進しています。この取り組みを確かなものとするために、広く市民を対象とした「人権を考えるつどい」や人権に関する効果的な指導や適切な助言を行う指導者を養成する「人権セミナー」を実施する。
		福祉学習の推進	思いやりの心を育むとともに、社会参加への理解と関心を高めるために、あいサポーター研修（障害の理解）・手話体験学習・車いす体験学習・高齢者疑似体験等、学校や地域等で福祉学習・体験学習を実施する。
		地域福祉に関する研修会の開催	市民や地域福祉活動者を対象に、市民フォーラムや研修会を開催し、地域福祉に関する情報共有・意識醸成を図る。
		障害特性を知るための学習会の開催	障害者に対する理解の促進を図るため、広く市民に対して正しい理解や認識を深めることを目的とした啓発・出前講座を行う。
バリアフリー化の促進	宇部市バリアフリー化マスタープランに基づき、ハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進する。		
宇部市社会福祉大会の開催	永年にわたり社会福祉の発展に尽力された方々を表彰するとともに、地域で社会福祉に携わる関係者が一堂に会し、より一層総力を結集し、宇部市の社会福祉の更なる充実を目指すことを目的に開催する。		

【図表8】 成果指標事業を除く取組（3/6）

基本目標	取組の柱	事業名等	概要
2 誰もが参加し、支援しあえる地域づくり	2-1 誰でも担い手になれる	認知症サポーターの養成	認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援する「認知症サポーター」の養成を推進する。
		コミュニケーション支援人材育成助成事業	障害者にとって必要なコミュニケーション支援員の養成を行うとともに、コミュニケーション支援員の資格取得に必要な費用を助成するなどして、障害者の自立と社会参加の促進を図り、市民の障害者への理解を深める。
		ボランティア養成事業	ボランティア講座、手話奉仕員、障害者のための情報通信機器の操作支援ボランティア養成講座等を開催し、ボランティア活動を始めるきっかけづくりや、ボランティア団体の活動周知、仲間づくりの支援を行い、専門職や若い人材等の幅広い参加促進を図る。
		あいサポーターの養成事業	障害の内容・特性や、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮する運動(あいサポート運動)の啓発を行い、あいサポーターを養成する。
		ゲートキーパーの養成	ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、話を聞き、必要な支援につなげたり、見守る人）講座を開催し、適切な対応を図ることができる人材を養成する。
		健幸アンバサダーの養成	必要かつ正確な健康情報を、健康づくりに無関心な層も含め、多くの地域住民に対して、「心に届く情報として」伝え拡散する伝道師（インフルエンサー）を養成し、人および都市の「健幸」を達成する。
		ボランティアセンター運営	ボランティアセンターの設置・運営により、個人の専門性や得意なことが活かせるように、ボランティアの発掘・育成を行うとともに情報マッチング・コーディネート機能を強化し、ボランティア活動をしやすい環境整備を行う。
		ボランティア団体等の活動促進	ボランティア活動の振興を図るために、ボランティア団体・NPO等の活動を支援する助成金の交付や情報発信等を行う。
		ボランティア活動の啓発	ボランティア活動を始めるきっかけづくりや、ボランティア団体の活動周知・仲間づくりの支援を行い、活動への参加促進を図る。
		チームオレンジの設置	認知症サポーター等の認知症に対する理解の深化や支援体制の向上を図り、認知症の人やその家族に対して積極的な支援をチームとして取り組み、活動を推進する。
		共同募金運動の推進	住民参加により寄附金を募り、社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分し、地域福祉の推進を図る。また、本運動を通じて支え合い助け合いの意識醸成を図る。

【図表8】成果指標事業を除く取組（4/6）

基本目標	取組の柱	事業名等	概要
2 誰もが参加し、支援しあえる地域づくり	2-2 活躍の場がある	シルバー人材センターとの連携	60歳以上の働く意欲のある健康な人に対し、軽易な就労の機会を提供するシルバー人材センターの会員の介護予防・生活支援サービスの受け皿としての活動を推進する。
		老人クラブとの連携	会員相互の援助活動や積極的な社会奉仕活動、また、自らの健康増進や介護予防を実践する老人クラブの会員が、地域においてもそれらを実践し、介護予防・日常生活支援総合事業の担い手としての参加促進など地域で活躍できるように連携する。
		文化体育事業等開催助成事業	障害者の文化活動等の促進を図るために開催される各種事業について開催経費の一部を助成する。
		社会参加促進事業	地域で障害者等との交流の場づくりや支援活動に取り組む地域活動団体へ支援を行う。
		地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中での交流や情報交換、育児相談を行う場として、神原保育園及び市内各所に子育て支援センターを設置し、保護者の子育てに対する不安や負担感の緩和を図る。
		若者の居場所づくりの推進	中高生が家庭や学校以外に安心して自由に過ごせる居場所を設置し、相談員が悩みごとや困りごとなどの相談に応じるとともに、若者同士の交流や活躍の場の創出を通じて、若者の社会参画の促進を図る。
		バリアフリー化改修工事への助成	建築物の改修を行う事業主等に対し、バリアフリーを目的とした建築物の整備に要する費用の一部を助成することにより、建築物の利用上の利便性及び安全性の向上を図り、もって障害の有無、年齢及び性別等にかかわらず様々な人々の自立と社会参加を促進する。
		地域移行促進事業	地域での生活を希望する施設入所者等が、地域で自立して安心して暮らせるように、関係機関が連携して、地域生活への移行や定着を支援する。
		地域であんしん見守り愛ネット	高齢者が、周田と交流がなく地域との関わりを持たない「社会的孤立」状態によって起こる「孤独死」や認知症の徘徊による外出で行方不明になる問題を防ぎ、高齢者が安全で、安心して生活することができる地域社会を推進する。
		コミュニティ・スクールの推進	学校の運営に地域の声を生かすとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、子どもたちをともに育てていく仕組みを推進する。
		放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に公共施設等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組むことにより、地域社会の中で、子どもたちを見守り育てていく。
		バリアフリー化の促進（再掲）	宇部市バリアフリー化マスタープランに基づき、ハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進する。
		地域創生事業への助成	各地域の特性に応じた自主的な地域づくりを進めるため、地域運営組織（地域づくり協議会、コミュニティ推進協議会等）等が実施する地域の課題解決及び活性化に資する取り組みで、かつ、地域の新たな魅力創出など地域資源を活かすための地域計画重点事業を支援する。
		地域公益活動の推進	福祉課題が複雑化・多様化する中で、社会福祉法人の本旨に基づき、地域のニーズに対して主体的に取組み、地域社会で必要とされる存在として力を発揮していくことが求められています。このような背景の中で、市内の社会福祉法人は、相互に連携・協働して、制度の狭間にある地域の福祉課題の解決に向け、地域公益活動に取り組む。
地域づくりへの助成	住民主体による地域課題の解決に向けた新たな取組や活動を実施する地区社会福祉協議会、地域団体に対し、助成金を交付し、地域福祉活動の促進を図る。		

【図表8】 成果指標事業を除く取組（5/6）

基本目標	取組の柱	事業名等	概要
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3 住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていける仕組みづくり</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3-1 必要とする支援やサービスが受けられる</p>	介護予防・生活支援サービスの確保	高齢者の在宅生活を支えるために、訪問型サービスや通所型サービスについて、介護サービス事業者や多様な主体によるサービスの確保に努める。
		介護サービスの充実	住み慣れた地域での在宅療養生活の支援を強化するため、地域密着型サービスの充実を図る。
		「やまぐち結婚応援センター」の支援	結婚につながる出会いや交流の場づくりを行う県の結婚応援施策を支援する。
		ファミリー・サポート・センター事業	子育てを手伝ってほしい方（依頼会員）と手伝いたい方（提供会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う。
		地域子育て支援拠点事業（再掲）	乳幼児とその保護者が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中での交流や情報交換、育児相談を行う場として、神原保育園及び市内各所に子育て支援センターを設置し、保護者の子育てに対する不安や負担感の緩和を図る。
		地域学童保育（放課後児童健全育成事業）	放課後の留守家庭の児童に対し、家庭や小学校などと連携しながら、適正な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る。
		地域・保健福祉支援	地域への巡回や話し合いを通じて、住民の自主的・主体的なまちづくりや地域課題の解決に向けた取り組みを支援します。人材発掘や育成による地域の新たなネットワークづくりにも取り組み、自立した地域運営基盤の確立を促進する。
		地域計画による地域づくり	各地域が主体となって、地域活動の基本となる「地域計画」を策定し、地域運営団体（コミュニティ推進協議会、地域づくり協議会等）が地域づくりを推進します。地域計画では、プロジェクト事業として「安心安全」「見守り支え合い」について各地域の課題を踏まえ、取り組みを進める。
		地域支え合いの推進	地域支え合い包括ケアシステムの構築に向け、生活支援コーディネーターを配置し、住民主体の活動への参加促進を図ります。関係機関と連携した支援により、地域支え合い会議の開催、助け合い活動やサロン活動の実施、認知症SOS訓練等の拡充を図る。
		民生委員による高齢者等の見守り活動	住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握し、住民一人ひとりが自分に合った福祉サービスが受けられるように、行政機関、施設・団体などにつなぎ、住民の福祉需要に対応した適切なサービスの提供が図れるように支援する。
		福祉委員活動の推進	地域福祉課題に目を配り、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を図るため、小地域における地域福祉活動を進める福祉委員を設置する。
		ふれあいのネットワークづくり運動の推進	支援を必要とする個人あるいは世帯を把握し見守りや支援を行うこと、民生委員、近隣住民、自治会役員、福祉委員、専門職等地域の関係者がネットワークをつくり、地域での支援体制の確立を図る。
		地区社会福祉協議会活動への支援	住民主体の理念のもと「誰もが安心して暮らすことのできる地域」を創ることを目的に、地域福祉や生活の課題に対し解決策を実践する地区社協に対し、宇部市地区社会福祉協議会連絡協議会の運営や補助金等により、小地域福祉活動を支援する。
		地域であんしん見守り愛ネット	高齢者が、周囲と交流がなく地域との関わりを持たない「社会的孤立」状態によって起こる「孤独死」や認知症を原因とした徘徊による外出で行方不明になる問題を防ぐなど、高齢者が安全で、安心して生活することができる地域社会を推進する。
こどもの居場所づくりの推進	様々な状況に置かれているこどもたちが、気軽に集い憩うことができるこども食堂などのこどもの居場所づくりを、県をはじめとした関係機関と連携して支援する。		

【図表8】成果指標事業を除く取組（6/6）

基本目標	取組の柱	事業名等	概要
3 住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていける仕組みづくり	3-2 いのちを支える支援を充実させる	生活困窮者の自立支援	就労できない、住居がない、収入がない、負債がある等の悩みを抱えた相談者に対して、生活相談サポートセンターうべで生活と就労に関する相談員が、包括的な相談支援を行い、相談者に応じた自立に向けたプランを作成し、関係機関と連携して支援を行う。
		中学生の学習支援	生活困窮世帯の中学生に対し、学習会の開催や体験学習を行い、高校進学のための学力向上を図るとともに、こどもの社会的な居場所づくりとしての支援を行う。
		生活福祉資金の貸付	低所得世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進などを目的に、資金の貸付と必要な援助指導を行う。
		フードバンク事業	まだ食べることができるのに、嗜好に合わないものや買いすぎて使いきれないものなどを集めて、必要としている人につなぐことで、食べ物の有効活用を図るフードバンク事業をNPO法人フードバンク山口と連携して実施する。
		アウトリーチ支援員の配置（再掲）	就職氷河期世代等の方の社会参加や就職を促すため、必要な情報の提供やアウトリーチ（訪問）を行い、相談対応や支援を行う。
		虐待防止・権利擁護の推進	地域ネットワーク（見守り・気づき・助け合い）を推進し、虐待の起こらない地域づくりに取り組む。
		DV等被害者への支援	多様かつ複雑化してきている相談に対して、宇部市配偶者暴力相談支援センターにおいて、きめ細やかな対応を行う。また、「宇部市DV防止支援ネットワーク」における関係機関との連携を強化しながら、被害者の速やかな支援に向けたワンストップでの対応を行う。
		地域福祉権利擁護事業の推進（日常生活自立支援事業）	認知症や知的障害、精神障害等により判断能力に不安のある人が、自立生活を送れるよう、福祉サービスの利用等生活についての相談や日常的な金銭管理の支援を行う。
		法人成年後見人等の受任	認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方に対し、日常生活を法的に保護する制度に基づき、地域で安心して自立した生活がおくれるよう支援を行う。
		再犯防止の推進	再犯防止に向け、犯罪をした人が社会復帰をした後に、社会での孤立、地域での生きづらさを感じることがないように、保護司会が運営する「更生保護サポートセンターうべ」と連携し、更生に関する理解を深めるための啓発活動や、福祉的支援に取り組む。
		自殺対策	市民一人ひとりが「いのちをまもる」ための自殺対策の主役となり、地域や関係機関とのつながりを持ち、社会全体で自殺リスクを低下させるよう、地域レベルの実践的な取組を推進する。（ゲートキーパー養成、相談等）
		誰もが安心して避難できる避難所づくり	近年、各地で台風や豪雨による災害が多発する中、コロナ禍において、感染症対策用の備蓄品の確保とともに、避難者・避難所従事者の健康にも留意した避難所運営に取り組みます。安心して避難していただくために、障害者やペット同行者、ジェンダー等に配慮した避難所運営を進める。
		福祉避難所の体制整備	高齢者、障害者や一般の避難所での避難生活に支障をきたす方やその介護者を受け入れる避難所である福祉避難所と、避難対象者と福祉避難所のマッチングを行い、直接避難に向けた取り組みを進める。
		災害支援体制の整備	災害ボランティアセンターに関する研修により災害ボランティアセンター運営スタッフの養成や新たな人材の発掘・育成を行うとともに、市内外のボランティア団体とのネットワーク体制を構築する。
災害時避難所における聴覚障害者への寄添いボランティア派遣（再掲）	災害時に避難所において聴覚障害者に寄り添い、情報の収集支援やコミュニケーション支援を行うボランティアを派遣する。		
小中学校の耐震化	児童生徒の安心・安全な教育環境を確保するため、小中学校施設の耐震化を図るとともに、校舎・体育館の長寿命化を進めます。なお、体育館の建て替えにあたっては、災害時における避難所としての活用も考慮し、防災機能の強化に取り組む。		

(3) 第二次プランにおける成果

- ① 属性を問わない包括的な相談窓口の周知を図り、誰もが何でも相談できる体制を充実させた。
- ② 身近な地域での課題解決に向けた協議を促進し、地域福祉活動への参加、生涯活躍できる人材の育成に努めた。これにより、誰もが参加し、互いに支援し合える交流の場・活躍の場や支え合いの仕組みを構築した。
- ③ 企業や社会福祉法人等との連携を推進し、生活困窮者等への就労体験の機会の創出や地域における居場所づくりの支援・実施等に取り組むことで、地域福祉課題の解決を図った。
- ④ 必要とする支援やサービスを提供し、高齢者や障害者の権利擁護、生活困窮者への支援を充実させた。これにより、住民が住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていける仕組みづくりを構築した。

第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題

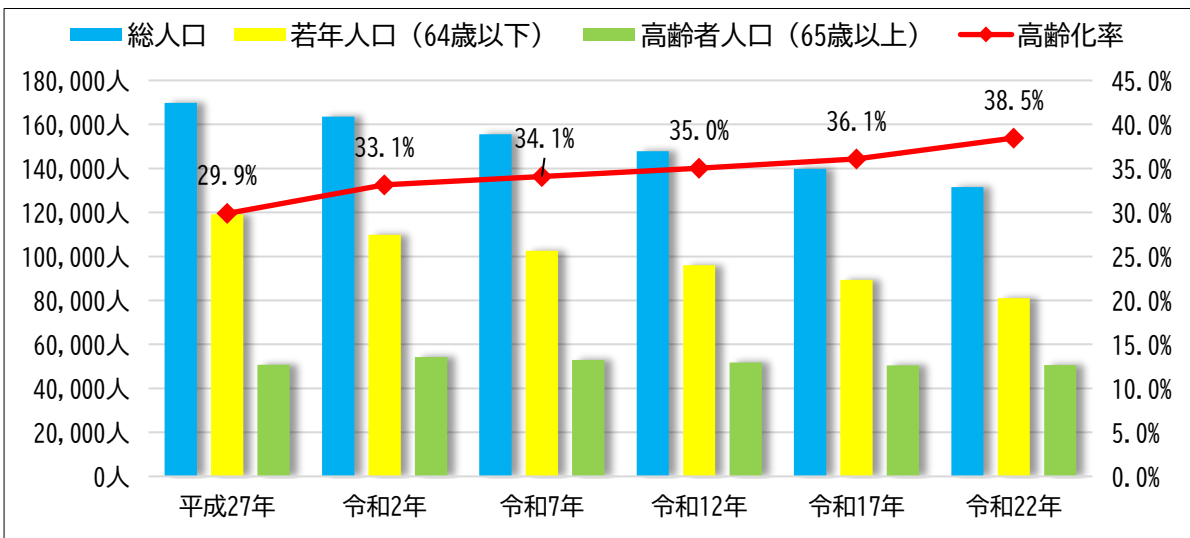
第1節 宇部市の状況

統計データでみる宇部市の状況

(1)人口の推移

宇部市人口ビジョン(令和7年3月改訂版)によると、今後、15年間で総人口は約2万4千人減少すると見込んでいます。65歳以上の人口も緩やかに減少する見込みですが、総人口が減少するため令和22年には高齢化率は38.5%まで増加すると予想されています。

【図表9】宇部市の人口と高齢化率の推移



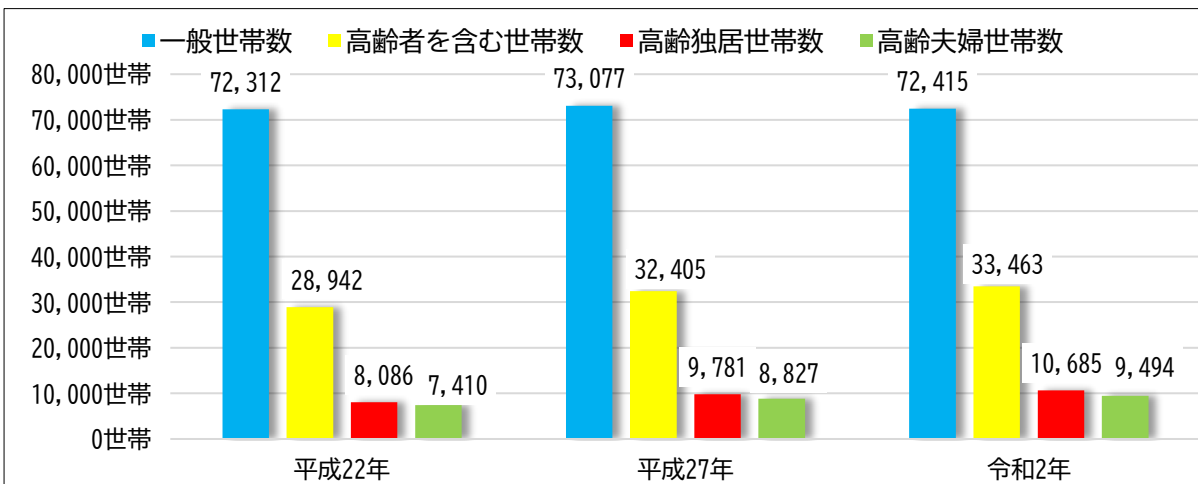
出典:住民基本台帳、「宇部市人口ビジョン R7.3改訂」

(2)世帯の状況

国勢調査によると、65歳以上のひとり暮らしの高齢単独世帯(高齢独居世帯)と、夫婦とも65歳以上の高齢夫婦世帯は、年々増加しています。

令和2年現在、高齢単独世帯の割合は14.8%、高齢夫婦世帯の割合は13.1%で、今後も増加傾向が見込まれます。

【図表10】宇部市の世帯数の推移

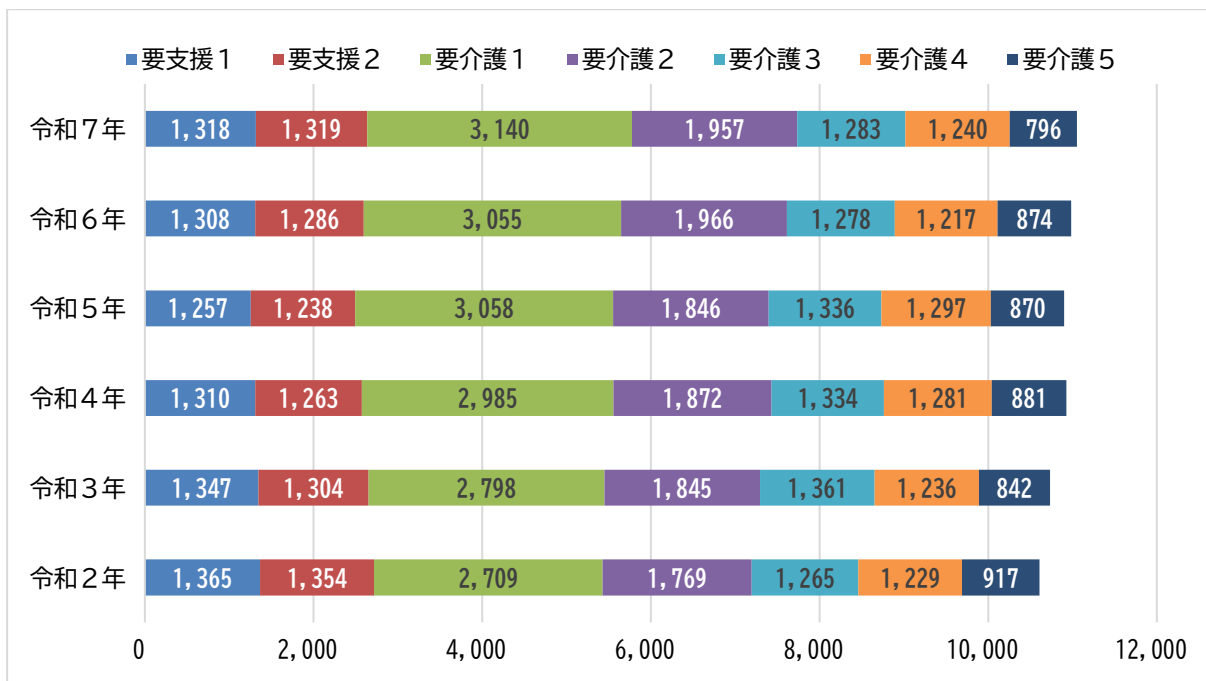


(3) 要支援・要介護認定者数の状況

要支援・要介護認定者数は、令和3年3月末までは増加傾向で推移しており、令和4年以降はやや減少、微増を繰り返しています。

令和7年3月末現在の要介護認定者数は、8,416人です。要介護1の認定者数は年々増加しており、全体の4分の1を占めています。

【図表11】 各年3月末現在の認定者数

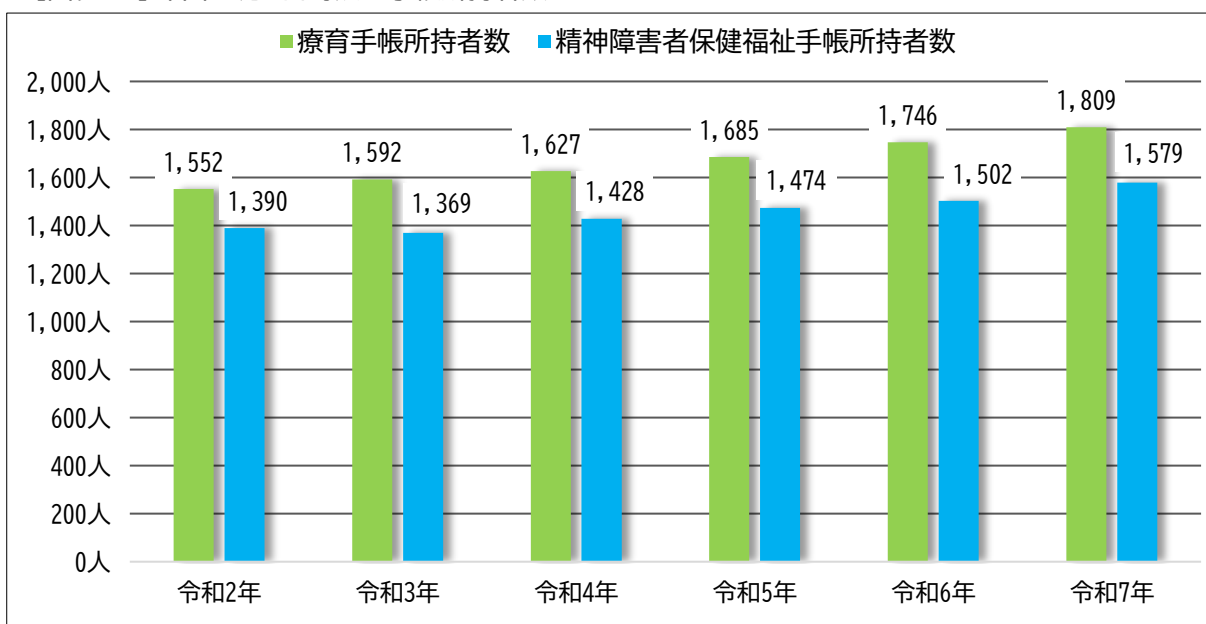


資料：令和7年度宇部市の健康と福祉

(4) 療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数

療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和2年以降、増加傾向にあります。

【図表12】 各年4月1日時点の手帳所持者数



資料：宇部市障害福祉課

(5)地区別の高齢化率の推移

新川地区や上宇部地区など、大学などの高等教育機関がある地区周辺では、学生が多く居住しているため、高齢化率は平均を下回っています。

また、5年間の人口増減率を見ると、24地区のうち人口が増加したのは黒石地区のみです。この5年間で総人口は約8,000人減少し、高齢化率は1%上昇しています。

【図表13】地区別高齢化率

	総人口（人）		65歳以上人口（人）		高齢化率（%）	
	令和2年 4月1日現在	令和7年 4月1日現在	令和2年 4月1日現在	令和7年 4月1日現在	令和2年 4月1日現在	令和7年 4月1日現在
東岐波	12,467	11,941	4,149	4,149	33.3	34.7
西岐波	13,218	12,495	4,899	4,756	37.1	38.1
恩田	12,448	12,142	4,073	3,946	32.7	32.5
岬	3,869	3,425	1,449	1,353	37.5	39.5
見初	3,342	3,059	1,375	1,332	41.1	43.5
上宇部	13,621	12,846	4,241	4,120	31.1	32.1
神原	5,522	5,190	1,918	1,843	34.7	35.5
琴芝	9,841	9,368	3,289	3,092	33.4	33.0
新川	7,673	7,345	2,105	2,005	27.4	27.3
鵜の島	3,937	3,776	1,425	1,393	36.2	36.9
藤山	10,846	10,340	3,306	3,182	30.5	30.8
厚南	10,453	10,423	3,320	3,412	31.8	32.7
西宇部	7,322	6,816	2,639	2,657	36.0	39.0
黒石	9,571	9,752	2,130	2,177	22.3	22.3
原	7,321	6,934	2,505	2,479	34.2	35.8
厚東	1,694	1,525	771	751	45.5	49.2
二俣瀬	1,243	1,056	626	598	50.4	56.6
小野	1,175	981	647	583	55.1	59.4
小羽山	6,526	5,952	2,317	2,255	35.5	37.9
常盤	8,169	7,840	2,653	2,594	32.5	33.1
川上	7,804	7,374	2,148	2,252	27.5	30.5
船木	3,493	3,190	1,265	1,210	36.2	37.9
万倉	1,243	1,096	573	513	46.1	46.8
吉部	746	626	375	335	50.3	53.5
合計	163,544	155,492	54,198	52,987	33.1	34.1

資料：令和7年度宇部市の健康と福祉

第2節 宇部市の地域活動等の状況(活動事例)

「地域みんなで支え合う 心かよう元気な福祉のまちづくり」を推進するため、市内各地区で多岐にわたる地域福祉活動が展開されており、その中から10地区の事例を紹介します。

これらの活動は、それぞれの地域が、生活課題・福祉課題について深く考え、議論を重ね、地域の実情に即して工夫し、創り上げてきたものです。各事例の取り組みの経緯、成果、そして課題を踏まえ、地域福祉活動の輪をさらに広げるための支援・取り組みが一層求められています。

【図表14】

地区	テーマ・内容	団体名(活動名)	掲載ページ
川上	生活・移動支援	川上地区高齢者買物等支援連絡協議会	3-5
常盤	サロン活動	iikotoメイト	3-6
恩田	支え合い会議	恩田支え合い会議	3-7
琴芝	認知症支援	琴芝地区社会福祉協議会(認知症 SOS 模擬訓練)	3-8
上宇部	見守り活動	福祉委員会(お元気ですか)	3-9
新川	相談・見守り活動	いどばた雑談室	3-10
西宇部	サロン・助け合い活動	よりあい処西ヶ丘・おたすけ処西ヶ丘	3-11
原	サロン活動	妻崎ハート会	3-12
小野	助け合い活動	助け合いサービス「ハッピーライフおの」	3-13
楠(船木・万倉・吉部)	見守り活動	楠地区社会福祉協議会(福祉交流会)	3-14

(1) 生活・移動支援〔川上地区〕

生活・移動支援

地域福祉の力で 暮らしに寄り添う買物等支援バス

地区名 川上地区

団体名 川上地区高齢者買物等支援連絡協議会



活動内容

この活動は、買い物や通院に困難を抱える川上地区の高齢者を支援するため、社会福祉法人が所有する送迎車を活用し、川上地区および西岐波地区のスーパーや病院などへの送迎を行うものです。

現在は、地域貢献に賛同した5つの社会福祉法人が協力し、毎週火曜日の午前中に持ち回りで運行を担当しています。令和2年3月、新型コロナウイルスの影響で一時運休となりましたが、地区全体でアンケートを実施し、ニーズを再確認した上で、令和7年4月に活動を再開しました。これは、高齢者の生活支援と地域のつながりを深める取り組みです。



活動を始めたきっかけ

平成29年に川上地区内で交通弱者支援と地域内交通の検討が開始されました。この際、社会福祉法人より、地域貢献の実施の提案があり、(福)アスワン山荘、(福)南風荘、(福)博愛会、(福)むべの里光栄、(福)高嶺会の協力によって、片倉地域の高齢者を対象とした「かたくら号」の運行が開始されました。また、同年には北迫新町周辺自治会を対象とした「川上ふれあい号」も運行を開始しています。運行開始後、社会福祉法人と地域住民及び関係者の協議の場として「川上地区高齢者買物等支援連絡協議会」が結成され、現在も定期的に開催しています。

地域概要 (令和7年10月1日現在)

世帯:3,324 世帯
人口:7,298人
高齢化率:30.9%
面積:15.57平方キロメートル

活動の成果・地域の変化

利用されている方からは、「地区内に買い物ができる場所や銀行が少ないが、買い物等の支援バスのおかげで助かっている。」「近所の方と話をしたり、外出する機会として楽しみにしている。」「買い物の荷物が重たいが、家の前まで送っていただけなのでありがたい。」など、感謝の声をいただいています。

これからの展望

連絡協議会では、アンケート結果に基づき地域のニーズを確認し、川上地区全体で解決すべき問題として、地域と、社会福祉法人ができることを協議しながら、持続可能な買い物等支援活動となるように取り組んでまいります。

(2) サロン活動〔常盤地区〕

サロン活動

「良(い)い琴」「脳にも体にも良(い)い事」「ご近所さんにも良(い)い事」

地区名 常盤地区

団体名 ご近所福祉サロン iikoto メイト



活動内容

iikoto メイトは、平成22年6月の発足以来、地域の高齢者の方々が健康でいきいきと暮らせる環境を構築し、活躍できる場、孤独感の緩和の場を提供して生きがいづくりのお手伝いをしてきました。個々人の出来ること、得意なことを生かしてもらい、ものづくり、絵手紙、刺繍手芸、歌の日、また健康管理の為に介護福祉士によるチェアビクス、理学療法士によるポチポチ体操、有資格者によるスクエアステップ、お笑いヨガ等々ほぼ毎日実施しています。

また、「もったいない工房」と称し、ものづくり、刺繍手芸で作った小物や着物のリメイク作品を、うべ福祉まつりや文化祭等で販売し運営資金を捻出しています。令和2年からは「メイト食堂」を開設しました。子どもたちだけでも、お年寄りでも安心して集い、世代間の交流ができ、温かい食事を提供しています。

活動を始めたきっかけ

大正琴グループの仲間で、平成20年11月に宇部市高齢福祉課が募集した「認知症予防プログラム」へ参加、グループ名を「iikoto メイト(いいことめいと)」と命名しました。「良い琴」「脳にも体にも良い事」「ご近所さんにとって良い事」という意味が込められています。平成22年6月に地域に根付いた集いの場「ご近所福祉サロン iikoto メイト」を開設し、地域の皆さんと協力しながら活気のある活動を展開しています。

地域概要 (令和7年10月1日現在)

世帯:3,802世帯

人口:7,770人

高齢化率:33.4%

面積:4.89平方キロメートル

活動の成果・地域の変化

地域住民の交流が豊かになり、緩やかな見守り、支えあいにつながっています。地域住民の安全安心な日常生活に寄与しています。元気な高齢者が地域を活性化しています。



これからの展望

時代は急激に変化してきましたが、今までの経験を大事にしながら、少しずつ新しい事を取り入れていきたいと思えます。各機関と連携しながら各世代が輝いてもらえる活動にしたいです。



(4) 認知症〔琴芝地区〕

認知症支援

安心して暮らせる琴芝を目指して 認知症 SOS 模擬訓練

地区名 琴芝地区

団体名 琴芝地区社会福祉協議会



活動内容

高齢化が進む中、「認知症になっても安心して暮らせる地域」を目指し、地域全体で認知症の理解を深めています。認知症サポーター養成講座では認知症についての基礎知識を学び、定期的に行う認知症 SOS 模擬訓練では、実際に声をかける体験を通して対応力を高めています。

令和6年度は「認知症になっても安心して暮らせる宇部をめざして」をテーマに声かけ訓練を実施しました。まず琴芝地区の現状や宇部市の取り組みを学びました。その後声かけのポイントと関係機関のロールプレイを参考に、参加者自身が声かけを実践しました。こうした学びと体験を通じて、認知症の人の気持ちを知り、認知症の人を支えることのできる地域づくりを進めています。

活動を始めたきっかけ

認知症サポーター養成講座を毎年実施し、これまでに多くの認知症サポーターが誕生しました。大きな会場や屋外で地域に出向いての認知症 SOS 模擬訓練を過去5回行い、地域の理解促進に努めてきました。しかし、認知症の有症者やそのような状況の方の増加に伴い、より多くの地域住民に対応の仕方を理解していただきたいとの思いです。見守り支援の啓発は、繰り返し実施が必要との思いから定期的に取り組みを続けています。

地域概要（令和7年10月1日現在）

世帯:5,155世帯

人口:9,273人

高齢化率:33.2%

面積:3.2平方キロメートル

活動の成果・地域の変化

声かけの実践を通じて、認知症の方への対応が「他人ごと」ではなく「我がごと」として捉えられた様子が見られ、思いやりの気持ち、雰囲気に変化が生じたと思われる。

また、「見守り愛ネット」や「見守りシール」の周知を行うことで、地域の見守りの目が増えています。

これからの展望

高齢化が進む中で、認知症への理解の必要性を感じ、今後とも継続してあらゆる折に研修会・体験会を実施していく予定です。

今年度新たに始めた「福祉なんでも相談会」など、多くの住民の思いを聴き、地域の方の思い・困りごとの解決に向けて努力し、安心して住み良い地域づくりを進めていきます。



(5) 見守り活動〔上宇部地区〕

見守り活動

福祉委員だからできる高齢者の安否確認
～お元気ですか～

地区名 上宇部地区

団体名 上宇部地区福祉委員会



活動内容

福祉委員は、地域住民と共に福祉のまちづくりを推進することを目的に、地区社会福祉協議会、自治会長、民生児童委員等と協力して活動しています。地域内の状況や福祉問題等を把握する活動として、「福祉委員だより」を手渡ししながら、地域の中で少し気になる方や手助けを必要としている方々を訪ねています。

その地域の見守り活動の一環として、75歳以上の独居高齢者安否確認事業「お元気ですか」を始め、日持ちする飲食物(小野茶のティーパックやインスタントみそ汁)を配る活動をしています。プレゼントの確認と配布により訪問回数を増やす工夫をして活動しています。

活動を始めたきっかけ

当時、敬老会・お楽しみ昼食会・配食サービスのお手伝いが福祉委員の仕事でした。その時、違和感があり、福祉委員の役割は何だろう？どうしたら高齢者や障害者の役に立てるのか？を考えていました。

その後、「福祉委員研修会」や「民生委員との合同研修会」を開催し、高齢者の日常生活が安心安全でなくてはならない、福祉委員には、その見守りができるという新しい目標が見えてきました。市社協より「福祉委員だより」の説明があり、「これだ！」と思いました。訪問して、手渡しする。このことで挨拶や会話ができて、健康状態など情報が得られるようになり、民生委員などに相談できるようになりました。今では、プレゼントを持って訪問する安否確認事業「お元気ですか」も実施しています。

地域概要 (令和7年10月1日現在)

世帯:6,977世帯

人口:12,780人

高齢化率:32.0%

面積:5.21平方キロメートル

活動の成果・地域の変化

「お元気ですか」運動の活動が広がったおかげで、初めて訪問する独居高齢者に対しても抵抗感なく受けもらえるようになり、訪問活動もしやすくなり、福祉委員へのストレス低減につながりました。

また、福祉委員の訪問を楽しみに待ってくれる高齢者が増えました。

これからの展望

これからも「福祉委員だより」と「お元気ですか」の活動で独居高齢者が安心安全に暮らせるための「安否確認」に務めていきたいと思えます。

(6) 相談見守り〔新川地区〕

相談・見守り活動

生活の中での疑問や困り事について
気軽に相談や話せる場づくり

地区名 新川地区

団体名 いどばた雑談室



活動内容

かつて繁華街として栄えた新川地区では、一人暮らしの高齢者が多く生活されています。新川ふれあいセンターには、「市役所は敷居が高く行きにくい」「どこに相談に行ったらよいか分からない」といった問合せが多いため、住民に身近なセンターが中心となり、地域の実情をよく知る専門家が様々な観点から問題解決を図る場を設けています。また、地域で解決が難しい問題については、市役所や専門機関を紹介しています。この場への参加を促す工夫として、センター館長考案の「クイズ」を取り入れ、さらに日常の関心事(例えば「暦の話」や「時代劇の話」など)を話題にして、そこから健康等の話に結びつけています。保健師や地域包括支援センターへの相談受付も活動に盛り込み、「いどばた雑談室」への参加を促しています。

活動を始めたきっかけ

市内で「要介護5」と認定されていた高齢女性が息子に殺害される事件が発生しました。これを受けて、「介護疲れから思い詰めての犯行ではないか。もっと早く誰かに相談できていれば、このような痛ましい事件は起こらなかったかもしれない」と悔やまれました。また、高齢者がセンターを訪れ、「お金がない、帰る先がわからない」といった困窮した状況を訴えるケースもありました。こうした困っている方々が、もっと気軽に相談できる場が必要だという思いから、センターの館長が活動を始めました。

地域概要 (令和7年10月1日現在)

世帯:3,980世帯

人口:7,334人

高齢化率:27.4%

面積:4.68平方キロメートル

活動の成果・地域の変化

毎月の実施により、少しずつではありますが、雑談室の意義と役割が浸透し始めています

これからの展望

介護や子育ての悩みはもとより、スマートフォンの使い方など、テーマは特に設けません。雑談するような感覚で、どなたでもお気軽にお話に来ていただきたいです。参加は無料で、年齢制限もありません。新川地区以外の住民の方のご参加も歓迎します。『いどばた』とはかつての長屋での生活において、共同の井戸を囲んで日常的に情報交換する場でした。そこでは、お互いが助け合う精神が自然と育まれていたように思われます。ふれあいセンターがそのような「共同井戸」の役割を担えるようになることを目指しています。

(7) サロン・助け合い〔西宇部地区〕

サロン・助け合い活動

住んでよかった 西ヶ丘

住んでみたいな 西ヶ丘

地区名 西宇部地区

団体名 よりあい処 西ヶ丘

おたすけ処 西ヶ丘



活動内容

「よりあい処 西ヶ丘」は、西ヶ丘地区の高齢者を中心に、誰もが気軽に立ち寄れる交流拠点として活動しています。主な活動内容は、高齢者の居場所づくりを目的とした月1回の「喫茶 よりあい処 西ヶ丘」開催です。毎回約40名が参加し、お茶と手作りのお菓子を楽しみながら会話に花を咲かせています。また、地域での「助け合い活動」にも力を入れており、草刈りや墓掃除などの屋外作業支援、家の掃除、炊事、洗濯といった家事支援、病院や買い物への同行支援などを行っています。さらに、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指し、「認知症 SOS 模擬訓練」といった独自の取り組みも実施しています。

活動を始めたきっかけ

自治会内で孤独死が続けて2件発生したことを機に、「何とかしなければ」という機運が高まりました。そこで、発足したばかりの自治会福祉部が中心となり、地域住民が気軽に集える場所の必要性を感じ、定期的な交流の場として喫茶を開設することにしました。その頃、宇部市が「ご近所福祉事業」を行っていることを知り、これに応募した結果、「よりあい処 西ヶ丘」の発足へとつながりました。

地域概要（令和7年10月1日現在）

西ヶ丘自治会

世帯:382世帯

人口:681人

高齢化率:37.2%

活動の成果・地域の変化

「喫茶よりあい処 西ヶ丘」や「運動プログラム」を実施したことで、それまで顔を合わせたり言葉を交わす機会が少なかった近隣住民同士のつながりが深まりました。この取り組みがきっかけとなり、「見守りネットワーク」の充実にもつながっています。

これからの展望

私たちは、自治会だけでなく、西宇部地区全体に活動の場を広げ、より充実した地域づくりを目指しています。そのためには、地域の皆さまのご協力が不可欠であり、スタッフのスキル向上も重要だと考えています。高齢化が進む西宇部地区では、地域住民の「居場所づくり」が喫緊の課題です。特に、「喫茶よりあい処 西ヶ丘」のような、孤立防止や認知症サポートの取り組みをさらに充実していく必要があります。これらの活動を宇部市や宇部市社会福祉協議会と連携しながら、今後も継続的に発展させていきたいと考えています

(8) サロン活動〔原地区〕

サロン活動

目指せ！健康！！

地区名 原地区

団体名 妻崎ハート会



活動内容

平成30年3月より、ご近所福祉サロン「妻崎ハート会」として活動を開始いたしました。DVDを見ながらの体操をはじめ、ペタンク、ターゲットゲーム、輪投げなどの活動用具を使ったレクリエーション、フォークダンス、脳トレクイズなどに挑戦し、楽しく過ごしています。また、大きな声で合唱することで、心のもやもやを吹き飛ばし、皆が笑顔で過ごせるよう心がけています。

活動を始めたきっかけ

平成6年6月から始めた月1回の健康体操に物足りなさを感じていた頃、宇部市社会福祉協議会から「ご近所福祉サロン」立ち上げのお話をいただきました。そこで、サロンの運営について説明を受け、アドバイスをもらいながら皆で話し合いを重ねました。その結果、「もっと活動の幅を広げたい」という意見が多く出たことから、このサロンを発足する運びとなりました。

地域概要（令和7年10月1日現在）

妻崎自治会
世帯:127世帯
人口:239人
高齢化率:52.3%

活動の成果・地域の変化

近所の方とは当初挨拶を交わす程度でしたが、一緒に体を動かして楽しく過ごすうちに会話が増え、以前よりも笑顔で接するようになったと思います。

これからの展望

これから高齢化が進むにつれて、参加が難しくなる方も増えてくると思われます。だからこそ、皆様で声をかけ合い、一人でも多くの方にご参加いただき、おしゃべりや体を動かすことで、閉じこもりや認知症の予防につなげられればと願っております。



(9) 助け合い活動〔小野地区〕

助け合い活動

ちょっとした困りごとのお手伝い
住民同士の有償助け合い活動

地区名 小野地区

団体名 助け合いサービス
「ハッピーライフおの」



活動内容

「小野地区民のための、小野地区民による有償ボランティア」として活動しています。小野地区にお住まいの方が、安心して住み続けられるよう、困りごとの手助けのため、各種サービスを低料金で提供しています。対象となるのは、小野地区在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者世帯、その他の事情により援助を必要とする方です。現在の体制(令和7年9月時点)は、利用者登録が48人、協力会員登録が30人です。買い物支援、ゴミ出しなどの「家事代行支援」、草取り、草刈り、植木・庭木の伐採、敷地内の側溝清掃などの「野外清掃作業」、話し相手、散歩の同行などの「見守り支援」、家屋内部・外観の点検などの「空き家管理支援」を行っています。令和6年度の活動実績は57件でした。

活動を始めたきっかけ

小野地区の会議で、地域の安心安全を図るため、「地区お助け隊の設立を行う方針」が決定されました。この決定を受け、平成29年11月に全戸アンケートを実施し、困りごとの有無と内容、有償ボランティアの必要性、有償ボランティアを立ち上げた場合の利用意向について調査しました。

この結果に基づき、地区内の有志を募り、応募者を担い手(協力会員)として、平成30年10月1日に設立総会を行い、同年11月から活動を開始しました。

地域概要 (令和7年10月1日現在)

世帯:533世帯

人口:974人

高齢化率:59.3%

面積:57.44平方キロメートル

活動の成果・地域の変化

利用者の方々からは、「独居なので助かる」「県外から家の様子を見に帰る手間が減って助かる」「店まで行くのが大変だったのでありがたい」「作業の合間に楽しい話や相談事ができてうれしかった」といった喜びの声をいただいています。

また、協力会員は活動を通じて、世代を超えたつながりや、やりがいを得ており、コミュニケーションから地域の新たなニーズの発見にもつながっています。

これからの展望

会員の高齢化といった課題もありますが、誰もが幸せに住みやすい小野を実現するため、「公共交通空白地域に希望を!」「暮らしに役立つ情報発信基盤になる」「地域から安心して利用してもらえる、継続可能で喜ばれる組織を構築する」の3つのチャレンジに取り組んでまいります。

(10) 見守り活動〔楠地区〕

見守り活動

安心して暮らせる地域づくりを目指して、
福祉委員と自治会長、民生委員の輪づくり

地区名 楠地区(船木・万倉・吉部)

団体名 楠地区社会福祉協議会



活動内容

顔の見える関係づくりとお互いの活動理解、そして連携強化を目的に、福祉委員・自治会長・民生委員による「福社交流会」を毎年開催しています。令和7年度は、前年度に引き続き「ゆるやかな見守り」をテーマとし、コミュニティ推進協議会、宇部市社会福祉協議会、北部西地域包括支援センターに基調講演をいただきました。その後、参加した福祉委員、自治会長、民生委員と宇部市社会福祉協議会、地域包括支援センター、宇部市健康増進課の進行のもと、「ゆるやかな見守り」について意見交換を実施しました。各地域における「やっていること」「出来そうなこと」「困っていること」について、真摯かつ忌憚のない意見交換を通じて、安心して暮らせる地域づくりを目指し、引き続き、見守り体制の継続的な構築を図っています。

活動を始めたきっかけ

平成22年度より、楠地区(船木、万倉、吉部)における福祉委員の活動を円滑にするため、自治会長や民生委員との意思疎通を強化する必要性を踏まえ、毎年テーマを設定して意見交換を行っています。これは、行政、宇部市社会福祉協議会、そして地区社会福祉協議会の各関係者が相互理解を深め、楠地区の安全・安心の促進につなげるためです。

地域概要 (令和7年10月1日現在)

世帯:2,507世帯
人口:4,876人
高齢化率:41.9%
面積:76.77平方キロメートル

活動の成果・地域の変化

福祉委員が民生委員や地域包括支援センターなどの関係機関を知り、平時から連携することで、緊急時に一人で悩むことなく、円滑な対応が可能になっています。

参加した自治会長からも「これまで福祉について聞く機会がなかったので、大変勉強になった」といった声も寄せられています。

これからの展望

個人情報保護の意識の高まりや自治会未加入世帯の増加といった現状から、近隣の安否確認が困難になっています。しかし、私たちは住み良いまちづくりを目指し、昔ながらの「向こう三軒両隣」のような関係を築けるよう、ゆるやかな見守り活動を継続しています。

第3節 宇部市地域福祉意識調査結果

本計画の策定にあたり、市民を対象に地域との関わり方や福祉に関する考えを把握し、計画に反映させるため、「宇部市地域福祉意識調査」を実施しました。

- ◎調査期間：令和6年12月1日～12月27日
- ◎調査対象：18歳以上の市民1,500人（無作為抽出）
- ◎調査方法：郵送配布・郵送回収方式
- ◎回答数：479件(回収率 31.9%)

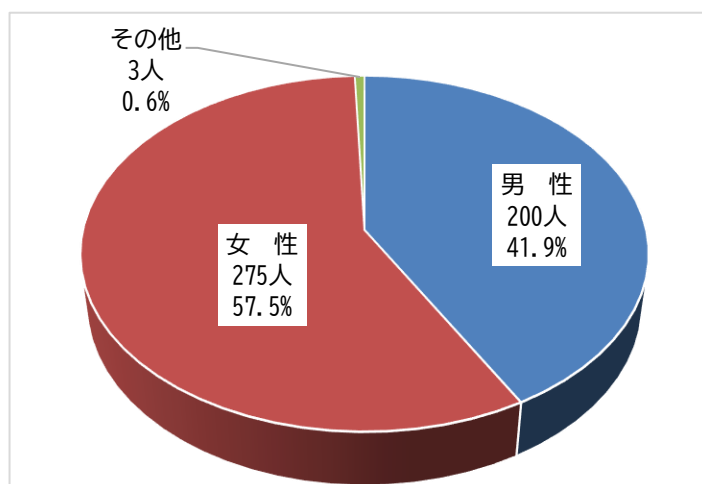
調査結果(抜粋)

(1)回答者属性

性別は女性が多く、年齢層では70歳以上が多くで、低年齢層ほど回答者が少なくなる傾向があります。

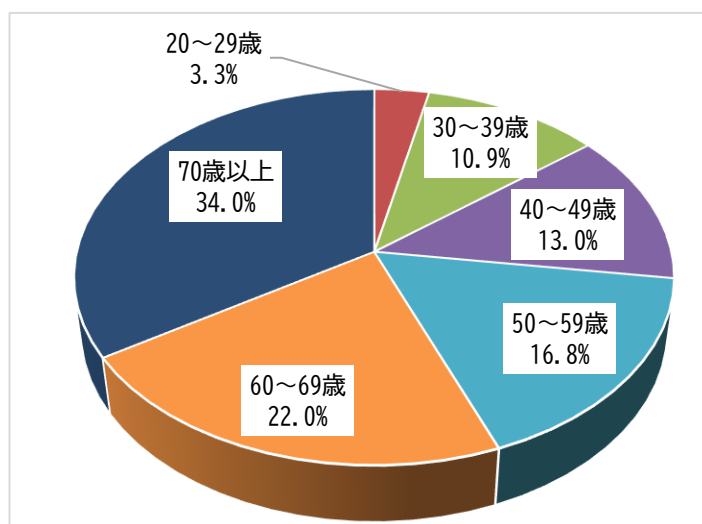
① 性別

N=478	回答(人)	割合(%)
男性	200	41.9
女性	275	57.5
その他	3	0.6



② 年齢（令和6年4月1日現在）

N=477	回答(人)	割合(%)
19歳以下	0	0.0
20～29歳	16	3.3
30～39歳	52	10.9
40～49歳	62	13.0
50～59歳	80	16.8
60～69歳	105	22.0
70歳以上	162	34.0



(2)地域とのかかわり

近所付き合いは「立ち話をする程度」も含めると、約半数が何かしらの「つきあい」があると回答しています。望ましい近所付き合いの程度については、「助け合う」ことに肯定的な層が4割強を占めます。一方、残りの層は、地域住民同士の関わり自体は肯定しつつも、「助け合う」ことまでする必要は求めていないという回答になっています。「地域における支え合い」の必要性については、8割以上が感じています。

また、地域活動の参加については、半数を超える人が「参加していない」と答えています。参加しない理由の上位は、「仕事や学業で忙しい」、「自分の時間を優先したい」、「知り合いがいないため参加しにくい」となっています。

① ご近所との付き合いの程度

N=474	回答(人)	割合(%)
何か困った時に助け合える関係	72	15.2
お互いに訪問し合える関係	28	5.9
立ち話をする程度	141	29.8
あいさつをする程度	174	36.7
ほとんど付き合いはない	31	6.5
まったく付き合いはない	28	5.9

〔再掲〕年齢別割合

N=474	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
何か困った時に助け合える関係	12.5	0.0	8.1	13.8	21.2	20.1
お互いに訪問し合える関係	6.3	3.8	3.2	5.0	1.9	10.1
立ち話をする程度	12.5	17.3	24.2	25.0	30.8	39.6
あいさつをする程度	37.5	53.8	40.3	38.8	40.4	26.4
ほとんど付き合いはない	12.5	15.4	9.7	10.0	1.9	3.1
まったく付き合いはない	18.8	9.6	14.5	7.5	3.8	0.6

② 地域での人付き合いについての望ましい程度

N=472	回答(人)	割合(%)
住民全ての間で困ったときに助け合う	86	18.2
気の合う住民の間で困ったときに助け合う	118	25.0
助け合うことまでしなくても、住民がみんなで行事や催しに参加する	64	13.6
助け合うことまでしなくても、住民の間で世間話や立ち話をする	76	16.1
助け合うことまでしなくても、住民の間であいさつを交わす	115	24.4
地域での人付き合いは必要ない	8	1.7
その他	5	1.0

③ 「地域における支え合い」に対する考え

N=474	回答(人)	割合(%)
地域における支え合いは必要であり、今後も充実させるべきだと思う	171	36.1
地域における支え合いは、現在の自分には必要ないが、大切なことだと思う	215	45.4
地域における支え合いにおいて、行政が対応できない課題は、ボランティア団体や市民活動団体、民間非営利組織(NPO)などに任せたいと思う	32	6.7
自分で何とかできるので、地域における支え合いは必要ない	12	2.5
わからない	42	8.9
その他	2	0.4

④ 居住地域で参加している活動（複数回答）

N=478		
	回答(人)	割合(%)
参加していない	248	51.8
日常生活で困ったときの助け合い	83	17.3
スポーツやレクリエーション活動を通じた交流	65	13.6
まちづくりや地域の防災などに関する活動	35	7.3
地域の子どもたちへの声かけや見守り	35	7.3
生きがい活動や健康に関する場づくり・仲間づくり	32	6.7
ひとりで暮らしている高齢者への声かけや見守り	24	5.0
子育てについて話したり、相談したりする交流の場づくり・仲間づくり	18	3.8
地域の歴史や文化を通じた交流	11	2.3
その他	46	9.6

⑤ 地域での活動に参加していない理由（主なもの3つ選択）

N=478		
	回答(人)	割合(%)
仕事や学業で忙しく、時間がないから	125	26.1
自分の時間を優先したいから	93	19.4
知り合いがいないため、一人では参加しにくいから	88	18.4
活動の内容や方法がわからないから	65	13.6
体力的に自信がないから	58	12.1
活動自体が楽しくなく、興味ある内容でもないから	47	9.8
身近な地域のことは関心がないから	21	4.4
移動の手段がないから	21	4.4
経済的な余裕がないから	17	3.5
家族の協力・理解が得られないから	2	0.6
その他	21	4.4

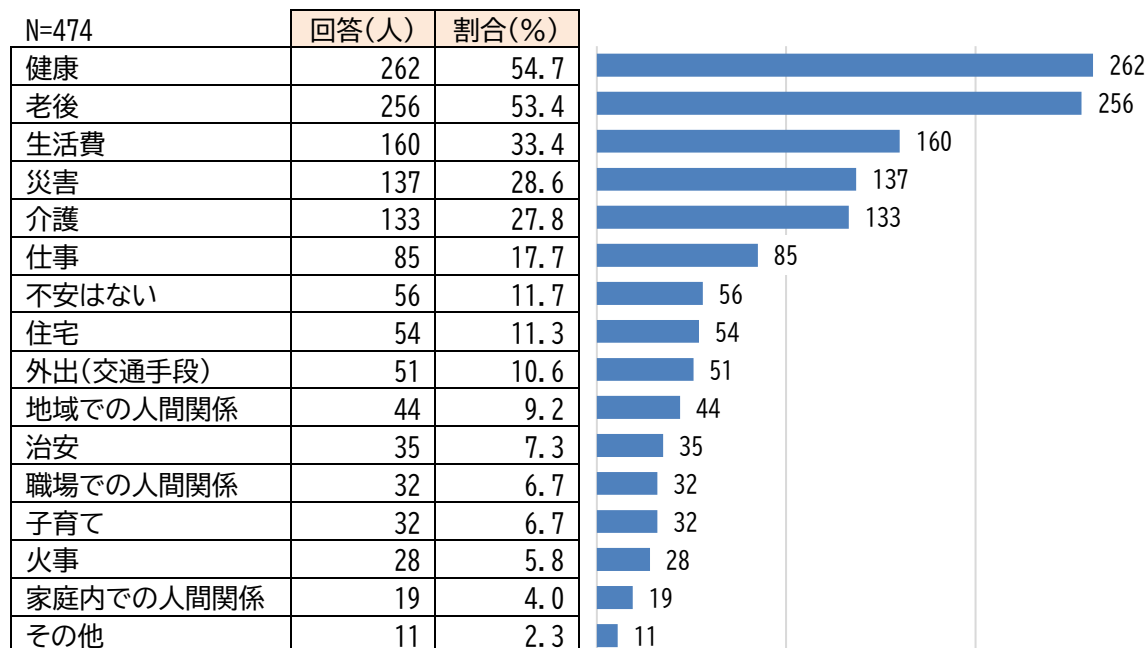
(3)日常生活の悩み・課題

日常生活の不安として、回答の過半数が「健康」と「老後」といった項目に集まっています。

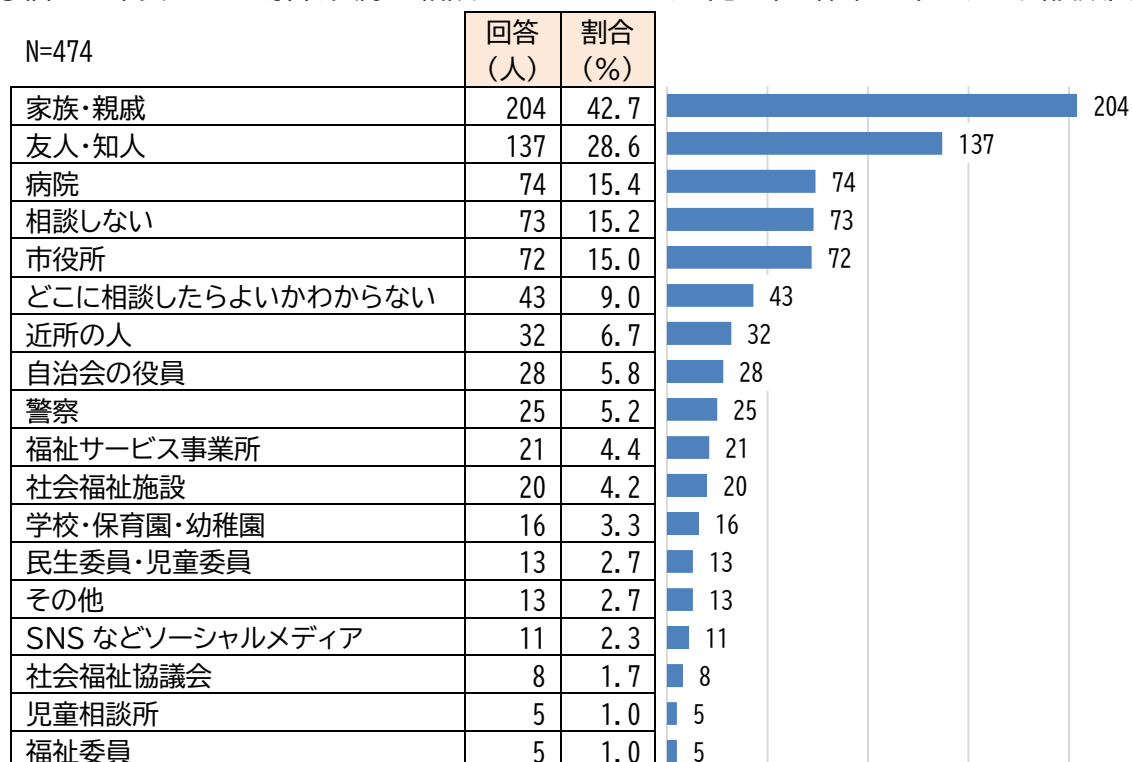
また、不安の相談先としては、「家族・親戚」や「友人・知人」といった身近な存在の割合が多くなっています。

さらに、日常生活で困っている人への援助については、「適切なサービスにつなげる」、「情報を提供する」といった回答が上位を占めています。

①日常生活で、どのようなことに悩みや不安がありますか。(複数回答)



②悩みや不安がある場合、実際に相談したことがある人(窓口)は誰(どこ)ですか。(複数回答)



③日常生活で困っている人がいた場合、どのような援助が必要だと思うか。(主なもの3つ選択)

N=474	回答(人)	割合(%)
何に困っているかを理解し、サービス等につなげること	248	51.8
問題を解決するための情報を提供すること	221	46.1
困っている人を手助けできる人につなげること	181	37.8
日常生活で困っている人を直接助けること	112	23.4
困っている人を手助けできるよう地域の雰囲気づくりを	88	18.4
地域の支え合い活動をするための場所をつくること	56	11.7
地域の支え合い活動に関心を持つ人を組織化すること	53	11.1
困っている人を手助けできるような資金を用意すること	50	10.4
手助けしたい人たちを組織化すること	44	9.2
現状のままでよい	20	4.2
特に必要ない	8	1.7
その他	8	1.7

(4)地域福祉の推進について

市の今後の福祉関連施策に望む声としては、高齢者や身寄りのない方への福祉と医療体制の一層の充実が最も多く、安心して子育てができる子育て支援施策の拡充も求められています。

○宇部市が、福祉関連の分野で、特に力を入れて取り組むべきだと思う施策。(5つ選択)

N=478	回答(人)	割合(%)
ひとりでも安心して暮らせる制度の充実(入院時の保証人、財産管理や死後事務等)	145	30.4
急病でも対応できるなど医療体制の整備	135	28.2
福祉に関する各種相談窓口等の整備	129	27.0
高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策	123	25.7
子育てが安心してできる子育て支援施策	112	23.4
高齢者のみの世帯や障害者に対する災害時の支援体制	105	22.0
道路や交通環境・建物等のバリアフリー化、ユニバーサル化の推進	97	20.3
国民健康保険・介護保険など保険事業の安定的運営	89	18.6
健康の保持・増進を図る健康づくり	78	16.3
生きがいの創造(生涯学習の推進、サークル活動の支援、就業の支援)	70	14.6
育児と介護のダブルケア問題への解決支援	68	14.2
地域資源の活用(人的資源・公共施設・民間施設の活用)	67	14.0
地域交流活動の促進(地域情報の発信、世代間交流の活発化、地域交流イベントの支援)	53	11.1
高齢者の就労支援	51	10.7
障害者が安心して暮らせる在宅福祉施策	48	10.1
生活困窮者への経済的支援施策	46	9.6
特にない・わからない	46	9.6
障害者の就労支援	38	8.0
ボランティア意識の醸成(学校教育や生涯教育での啓発・動機付け)	35	7.3
福祉に関する広報活動	34	7.1
格差社会に対する支援施策	33	6.9
社会福祉協議会・ボランティア団体や障害当事者団体、NPO等への支援体制の拡充(設立支援・運営の充実)	27	5.6
ひきこもり問題(8050問題含む)への解決支援	24	5.0
人権の擁護(プライバシーの確保、問題の早期発見体制の確立)	23	4.8
就職氷河期世代への就職支援	20	4.2
その他	8	1.7

(5)宇部市社会福祉協議会について

宇部市社会福祉協議会に対する期待として、情報提供や相談支援、人材育成に関する回答が多く、福祉分野における総合的な中間支援機能が強く望まれていることがうかがえます。

また、行政との橋渡し役やその補完機能への期待も高くなっています。

○宇部市社会福祉協議会の役割として期待するもの。(主なもの5つ選択)

N=478	回答(人)	割合(%)
福祉に関する情報提供	252	52.7
総合的な相談支援	176	36.8
福祉活動の担い手・人材の育成	175	36.6
公的サービスでは対応できない課題への対応	123	25.7
行政への働きかけ	112	23.4
福祉施設・福祉サービス事業者等のネットワーク(連携)づくり	95	19.9
福祉課題(福祉ニーズ)の明確化	72	15.1
地域で活動する人や団体などのネットワーク(連携)づくり	71	14.9
新たな地域課題に対する先駆的な取り組み	56	11.7
地域で活動する団体等への活動支援	53	11.1
寄附金等の有効活用	52	10.9
ボランティア活動に関する支援	50	10.5
特になし	50	10.5
ボランティア団体・障害当事者団体・障害支援者団体の活動支援	48	10.0
災害ボランティア活動に関する支援	46	9.6
市民の福祉意識の醸成	40	8.4
社会福祉法人等の地域公益活動に関する支援	24	5.0
企業の社会貢献活動に関する支援	21	4.4
その他	10	2.1

(6)自由記述(抜粋)

- ① ひとりでも安心して暮らせる制度の充実は、特に重要だと思います。最後一人になった人が安心して暮らせる世の中であって欲しいと切実に思う。
- ② 高齢者の方々へ地域活動など呼びかけを活発にした方がいいと思う。まだまだ自宅に何もせずにこもっている方がいるので出来ればその方にあった活動が出来るよう種類を作って動いてもらえば生きがいも喜びも生まれて来ると思う。
- ③ 宇部市の福祉がどこで何をしてもらえるのか全くわからない。いざ福祉を必要とした時にどこに話をしたらいいのか分からない。総合的な窓口があればいいと思う。
- ④ 宇部市は子育てに力を入れ、未来に向けてのサポートが充実していると思う。その支援は今後の続けていただきたいですが、現状での高齢者や、また働く世代のサポートにつながる何かをもっとあればいいと思う。障害児や障害者の方へのサポートも、割と充実しているイメージがありますが、きっとまだまだ困っている方はいる。本当に助けが必要な人達にサポートできるような、働き世代の確保が今後もっと必要となっていくと思うので今からこどもたちに、福祉の活動の大切さを伝えてもらえたらと思う。
- ⑤ こどもたちが安心・安全に生活できる町であると嬉しい。
- ⑥ 個人が助け合うのは大事なことだと思います。ハザードマップのような福祉のわかりやすいマップを家庭に配布して困った時にどこに相談するか、いつもすぐに分かるようにできたらいいと思う。
- ⑦ 後期高齢者で身体疾病にて、下記診療所に週3回通院しています。訪問がむつかしく家に閉じこもることが多い毎日です。近くにご近所サロンがあれば嬉しい。
- ⑧ 高齢者が安心して生命を終えられるよう、今以上に安心して暮らせる宇部市であるよう祈っている。
- ⑨ 高齢者が増加して支援者の人材不足が心配です。若い人は年々減少している。福祉に関心を持ちお互い協力できたらと思う。
- ⑩ まずは自分にできる小さな助け合い、声かけ合いからはじめようと思っています。できることなら困った人にどこの窓口で相談に行ったらと教えてあげるくらいの知識を身につけたいと思う。
- ⑪ 地域での困り事を各専門(プロ)の事業へつなげ、その費用を福祉(税金)で補うことができればいいと思う。

第4節 今後の課題

本市における地域福祉の課題は、全国的な傾向と同様に、少子高齢化と人口減少を背景に、核家族化の進行、地域住民のつながりの希薄化、高齢者や子育て層の孤独・孤立、ひきこもり、虐待、貧困など、複雑化・複合化しています。

第二次プランの進捗状況、統計からみる本市の現状、及び市民意識調査の結果から具体的な課題が次のとおり明らかになりました。

【図表15】

本市の地域福祉における課題	
1	高齢化や人口減少、家族形態の変化、個人の価値観の多様化といった要因により、地域における住民同士の繋がりは希薄化しています。そのため、住民一人ひとりが地域課題の解決に主体的に取り組む意識を高め、それを支える仕組みを構築することが求められます。
2	高齢者や障害者等が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくためには、多様な主体による重層的な見守り・支え合い体制の更なる充実と強化が必要です。
3	複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に発見し、相談支援へ確実につなげるためには、住民により近い民生委員、福祉委員、自治会長等を含めた更なる相談支援機関との連携が必要です。
4	福祉的課題や住民ニーズの多様化に伴い、社会的孤立やヤングケアラー、身寄りのない高齢者への支援など、新たな課題が顕在化しています。物価高騰といった社会情勢の大きな変化も重なり、より一層の支援体制の充実と機能強化が求められます。

第4章 計画の基本理念と基本目標

第1節 基本理念

令和3年3月に市と市社協で一体的に策定した「第二次プラン」では、行政・関係機関による福祉サービスの充実と地域住民等による相互の助け合い・支え合い活動を両輪として、各種施策や事業を展開し、地域福祉の向上を推進しました。

本計画においても、この第二次プランの基本理念や取組を継承しつつ、地域共生社会の実現に向けた取組をさらに推進するため、以下を基本理念とします。

地域みんなで支え合う 心かよう元気な福祉のまちづくり

第2節 基本目標

基本理念の実現に向け、第二次プラン以降の新たな福祉的課題及び本市の課題を踏まえ、具体的には「包括的な相談支援体制の強化」、「活躍の場の創出や担い手の育成」、「情報発信の強化」、「新たな課題への対応」という視点から、これらを本計画の基本目標として以下の4つを設定します。

基本目標1	いつでもどこでも相談できる体制づくり
-------	--------------------

地域福祉を取り巻く課題は多様化、複雑化・複合化しており、様々な課題を抱える人々の相談を包括的に受け止められる体制の整備が急務です。また、行政や多様な事業所が提供する福祉サービスの適切な利用に必要な情報の受発信が不足しているという課題もあります。

そこで、誰もが必要ときに適切な支援や福祉サービスが利用できるよう、相談支援体制の充実と福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。

基本目標2	誰もが参加し、共に支え合える地域づくり
-------	---------------------

少子高齢化の更なる進行と人口減少社会の到来に伴い、本市では、地域福祉を担う人材の高齢化や新たな担い手の不足が課題となっています。地域コミュニティの希薄化も顕在化しており、地域全体で支え合う体制の重要性が改めて認識されています。

こうした現状を踏まえ、地域福祉の体制を強化するため、新たな担い手の発掘・育成やボランティアの養成に取り組みます。さらに、養成された人材が継続的に地域福祉活動に参加できる機会を創出します。

これにより、誰もが地域福祉活動に参加しやすい環境を整備し、地域内の交流促進と、多様な担い手との協働による地域福祉の推進を目指します。

基本目標3	誰もが住み慣れた地域で 自分らしく暮らしていける仕組みづくり
-------	-----------------------------------

住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、地域の一人ひとりが「自分の身は自分で守る(自助)」意識を持ち、さらに「自分たちの地域は自分たちで守る(共助)」という協力体制を築き、その上で行政が「基盤整備と支援を行う(公助)」という三者の協働体制が不可欠です。

近年、各地で様々な災害が発生していることから見ても、一人ひとりの日頃からの備え、地域での見守りや助け合う関係づくり、そして、きめ細やかな支援の充実が求められています。

そこで、地域での助け合いや支え合いの仕組み(地域支え合い包括ケアシステム)と体制を整える中で、誰もが安心・安全に住み慣れた地域で暮らしていける基盤づくりを進めていきます。

基本目標4	地域の誰ひとり取り残さない支え合える基盤づくり(共通)
-------	-----------------------------

近年、地域住民が抱える課題は、ダブルケアやヤングケアラー、8050問題など、従来の制度の狭間であって支援が届きにくいケースが増加しています。

そのため、属性を問わず、支援が必要な人を早期に発見し、適切な福祉的支援に確実につなぐ仕組みづくりが急務となっています。

本市では、これまでもこどもから高齢者、障害の有無にかかわらず、相談に対応する包括的な相談支援体制の構築に取り組んできました。この既存の取組をさらに活用・発展させ、支援が必要な人を発見し、適切な福祉的支援につなぐ重層的な支援体制を目指します。具体的には、公的な組織だけでなく、地域の多様な担い手が連携・協働することで、よりきめ細かく、網の目のように機能する重層的な支援体制づくりを推進していきます。

第3節 施策体系

本計画における施策体系は図表16に示すとおりです。

【図表 16】 施策体系図

基本目標	取組の柱	取組の視点
1 いつでもどこでも相談できる体制づくり	なんでも相談できる	こどもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず多様な相談にワンストップで対応する。
	いつでもすぐに情報を受け取れる	様々な支援やサービスの情報について、受け手の立場に立って分かりやすく、効果的に発信する。
2 誰もが参加し、共に支え合える地域づくり	誰もが担い手になる	地域福祉の担い手を確保し、活躍できる体制を整備する。
	活躍の場がある	年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが参加し、交流できる機会や地域住民同士の関係づくり、そして、互いに支え合う地域づくりを支援する。
3 誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける仕組みづくり	必要とする支援やサービスが受けられる	福祉課題の多様化・複雑化に対応した各種サービスの一層の充実に加え、質の高いサービスを適切に提供するための基盤整備を推進する。
	いのちを支える支援を充実させる	生活に困難を抱える方々に対し、経済的・物理的支援の充実に加え、総合的な支援体制の強化に取り組む。 また、災害時には、誰もが安心・安全に避難できる環境整備と地域での協力体制(関係づくり)の強化を推進する。
4 地域の誰ひとり取り残さない支え合える基盤づくり(共通)	こどもから高齢者、障害の有無や国籍等に関わらない包括的な支援体制の構築	福祉的課題や住民ニーズが多様化し、社会的な孤立やヤングケアラーなど新たな課題が顕在化している。これらに対応するため、あらゆる属性にかかわらず相談支援体制の充実を図る。

第4節 各行動主体の役割

【図表17】 地域福祉の主な担い手(イメージ)



1. 市民

市民は、多様なニーズを持つ生活者であると同時に、地域社会の中ではサービスの担い手となる可能性を秘めています。住み慣れた地域で、日頃からの近所づきあいや地域行事への参加などを通じ、見守りや声かけといった地域の福祉活動への参加機会を持つ市民の役割は、地域福祉の推進にとって不可欠です。

2. 自治会

自治会は、その地域に暮らす皆さんが自らで結成し、自主的な運営を行っている団体で、共に協力し合いながら、地域を住み良くしていくことを目的としています。自治会の活動事例としては、広報紙の配布など広報活動や、ごみステーションの維持管理や道普請・花壇整備などの環境美化活動、防犯用設置や交通安全の啓発・見守り活動などの防犯・防災活動、老人クラブや子ども会活動への協力などがあります。

令和7年4月現在、760単位の自治会が組織されており、これらは住民に最も身近な組織、地域づくりの中心的な担い手として位置付けられています。また、地域住民の連携とふれあいの場、地域課題の発見と協働解決の場としても重要な役割を果たしています。

3. 民生委員・児童委員(主任児童委員)

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、児童福祉法に定める児童委員も兼ねています。地域の「見守り役」、「身近な相談役」、「専門機関へのつなぎ役」として、高齢者の安否確認や見守りのための訪問活動、高齢者、障害者、子育て世帯などへの福祉サービスの紹介、関係機関との連携など、多岐にわたる活動に取り組んでいます。

*令和7年12月1日時点の民生委員定数：393人（うち主任児童委員44人）

4. 福祉委員

福祉委員は、市社協と、地区社会福祉協議会または地区福祉委員会の会長連名により委嘱され、自治会を主な単位として、地域福祉活動を推進する方々です(令和7年4月現在 815人配置)。主な役割は、地域のアンテナ役として、身近な住民の困りごとを見守り活動、声かけ、相談対応を通じて早期に発見することです。また、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会などの関係機関と連携し、近隣住民に協力を働きかけながら、発見した困りごとの解決に住民と一緒に取り組む地域のボランティアです。

5. ボランティア、市民活動団体、NPO法人

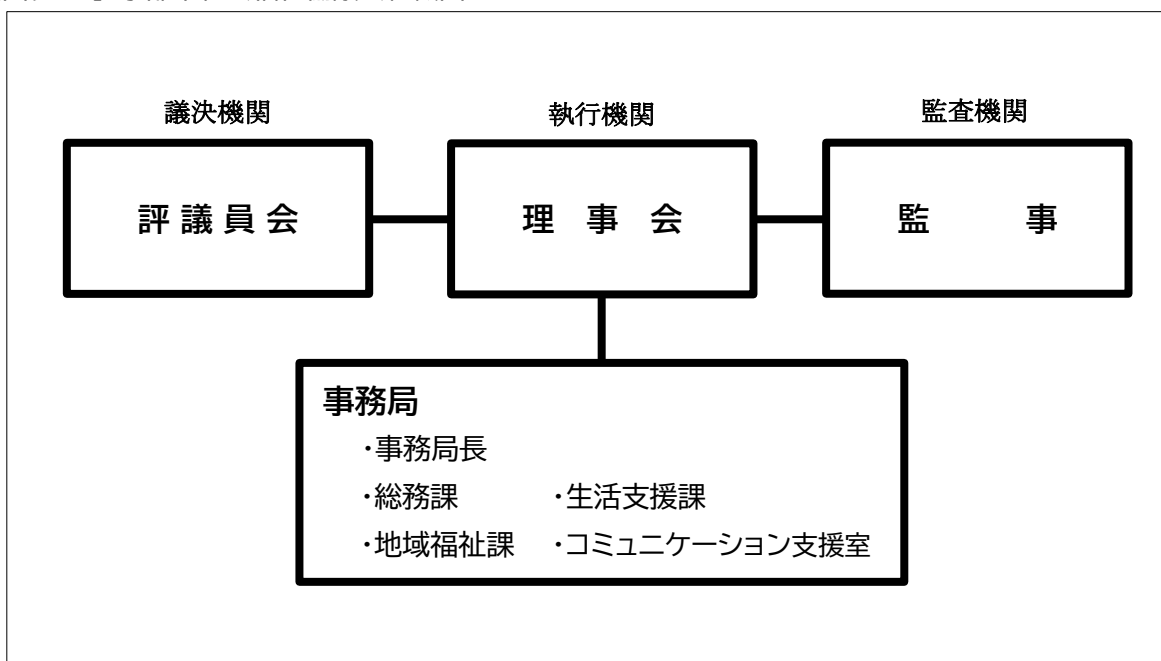
ボランティアセンターの登録者数及び登録団体数は、令和7年度9月末現在で、60人、96団体です。市民活動センターの登録団体数は、令和7年度9月末現在で、59団体です。ボランティア・市民活動団体・NPO法人は、柔軟な企画運営が可能なことから、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、きめ細やかな福祉サービスへの対応や、身近な問題意識から公益的な活動に取り組んでいます。

6. 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、全国の都道府県、指定都市、市区町村に組織されている民間の福祉団体です。行政の福祉サービスでは手が届きにくい民間レベルの自発的な福祉活動を展開する公的な団体としての役割を担っています。本市では宇部市社会福祉協議会が社会福祉法人として昭和31年に設立認可されました。

社会福祉協議会は、公共性と民間性を併せ持ち、広範囲な福祉分野を対象に、様々な地域福祉活動や福祉サービス事業に取り組んでいます。組織体制は図表18に示すとおりです。

【図表18】宇部市社会福祉協議会組織図



7. 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、住民が主体となり、概ね小学校区の範囲で組織された任意団体で、市内に22地区組織されています。主な活動は、住民主体の理念のもと「誰もが安心して暮らすことのできる地域」を創ることを目的に、地域の福祉課題の解決や福祉のまちづくりの実現のために、福祉の輪づくり運動(小地域福祉ネットワーク活動)や地域内の福祉活動を推進することです。

8. 社会福祉法人等

社会福祉法人は、社会福祉法第22条に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人であり、市内には33法人が存在します。市社協はその一つですが、高齢者や障害者の福祉施設や保育園などを運営する社会福祉法人があります。

社会福祉法人は、社会福祉事業における福祉サービスの供給確保の中心的役割をになうだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスへの対応を本旨としているため、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに応えていくことが求められています。

さらに、地域公益活動も社会福祉法人の重要な責務となっています。本市では、平成31年3月に「宇部市社会福祉法人地域公益活動推進協議会」が設立され、社会福祉法人が連携・協働し、制度の狭間にある地域の課題に対し様々な取組を進めています。

9. 保護司会

犯罪や非行を犯した人が、何らかの処分を受けた後、社会の一員として、再び過ちを犯すことなく、早期に更生できるように支援する団体です。全国では、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生への理解を深め、それぞれの立場で協力し、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に「社会を明るくする運動」に取り組んでいます。

10. 大学などの研究機関

大学などの研究機関は、地域の一員として行政や地域と連携し、専門的な知見を活かして地域福祉のあり方などを調査研究するとともに、地域社会の多様な活動を支えるという重要な役割を担っています。

11. 企業・事業所・経済団体

企業・事業所・経済団体は、地域の一員として、社会的責任の一つである地域貢献への関心を強めており、専門性を生かし、様々な分野で積極的に協働・連携に取り組んでいます。

12. 子ども会

子ども会は、地域の異年齢のこどもたちが集団で活動することを通して、社会の一員として必要な知識、技能、そして豊かな経験を学ぶ場となっています。

また、子ども会活動は、住民や様々な団体に支えられているため、その活動自体が、地域の絆を強め、地域ぐるみで子育てを行うことにも貢献しています。

13. 老人クラブ

老人クラブは、概ね60歳以上の方々が会員となり、地域で活動する任意団体です。社会奉仕活動、健康づくり活動、そして、子どもたちとの交流活動などを展開し、会員の生きがいきづくりと、地域コミュニティの活性化に貢献しています。今後は、地域にある多様な団体との連携をさらに強化し、地域福祉の重要な担い手として、より大きな役割を果たすことが期待されています。

14. 自主防災会

住民などの自主的な取組により結成され、平常時から防災知識の普及や避難訓練などを行い、地域で災害に備える組織です。

15. 市

多様な地域福祉の担い手(市民一人ひとり、住民組織、関係団体、社会福祉協議会など)が活動しやすい環境づくりを支援します。さらに、身近な基礎自治体として、市民のニーズを的確に把握し、地域の特性に応じた施策を効果的に推進するとともに、関係機関との連携を図りながら、公的サービスを適切に提供します。

第5章 施策の推進

基本目標1 いつでもどこでも相談できる体制づくり

《取組の柱1-1 なんでも相談できる》

少子高齢化や人口減少の進行に伴い、地域住民のつながりの希薄化、社会的な孤立、ひきこもり、虐待、貧困、ヤングケアラーなど、複雑で多様な課題が顕在化しています。

このような複雑で多様化する福祉分野の相談にワンストップで対応するため、身近な地域で、こどもから高齢者、障害の有無にかかわらず多様な相談に対応できる相談支援体制の充実に努めます。また、支援が必要な方を確実に把握し、関係機関との連携による切れ目のない相談支援にも取り組んでいきます。

【図表 19】 施策の体系(関連計画:障害者福祉計画、こども計画、多文化共生推進ビジョンなど)

基本目標	取組の柱	個別施策	取組の主体
1 いつでもどこでも相談できる体制づくり	1 なんでも相談できる	福祉なんでも相談窓口	宇部市地域福祉課
		福祉総合相談窓口	宇部市地域福祉課
		障害者相談支援	宇部市障害福祉課
		宇部市こどもと大人の発達相談センターの設置(新)	宇部市障害福祉課
		地域包括支援センター	宇部市高齢福祉課
		ひとり親家庭等相談窓口	宇部市こども政策課
		こども・若者相談支援拠点事業(新)	宇部市こども政策課
		うべこども家庭センターUbe ハピ	宇部市こども支援課
		宇部市外国人総合相談窓口(新)	宇部市観光交流課
		心配ごと相談	市社協地域福祉課
		生活相談サポートセンターうべの設置	市社協生活支援課 (共同事業体)

1-1 なんでも相談できる

(1)福祉なんでも相談窓口／宇部市地域福祉課

「福祉なんでも相談窓口」を市内15か所に設置しており、身近な場所で、こどもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、地域で暮らす全ての人の様々な困りごとや悩みごとの相談に応じ、関係機関と連携しながら問題を解決できるように支援します。

(2)福祉総合相談窓口／宇部市地域福祉課

宇部市地域福祉課内に設置している福祉総合相談窓口で、こどもから高齢者まで障害の有無にかかわらず、多様な福祉に関する相談に対応し、関係機関や福祉なんでも相談窓口と連携し、問題を解決できるよう支援します。

(3)障害者相談支援／宇部市障害福祉課

障害者や家族などからの様々な相談内容に応じて、サービス事業所や保健・医療・福祉の関係機関との連携を図り、障害者相談員などの身近な相談窓口や専門的な相談機関に至る総合的な相談支援体制を充実します。

(4)宇部市こどもと大人の発達相談センターの設置(新)／宇部市障害福祉課

発達障害に関する相談窓口の一元化を図るとともに、特に発達障害児の早期発見・早期支援について、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制を構築します。

(5)地域包括支援センター／宇部市高齢福祉課

高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、元気な人から介護の必要な人まで、健康の維持、保健・医療・福祉の向上のための様々な相談を幅広く受け付け、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが連携し、「チーム」として総合的に支援します。

(6)ひとり親家庭等相談窓口／宇部市こども政策課

ひとり親家庭等相談窓口を設置し、子育てや就業、養育費確保などひとり親家庭等が抱える様々な課題について、母子・父子自立支援員が一人ひとりに寄り添うきめ細やかな支援を行います。

(7)こども・若者相談支援拠点事業(新)／宇部市こども政策課

中高生が家庭や学校以外に安心して自由に過ごせる居場所を設置し、若者の活動拠点としての機能を持たせ、若者の交流と活躍の場を創出します。

また、こども・若者や保護者、関係者からの相談を受け、必要な支援につなぐ「こどもコーディネーター」を配置し、様々な困難な状況に置かれたこども・若者の自立に向けた支援を行います。

(8)うべこども家庭センターUbe ハピ／宇部市こども支援課

専門職が妊娠届出時及び7か月時に面接を行い、適切な支援のための調整を行います。

また、妊娠期から母子保健と児童福祉が連携・協働し、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を行い、対象者のニーズに応じて必要な対応につなげる妊婦等包括相談支援体制を強化します。

(9)外国人総合相談窓口(新)／宇部市観光交流課

国籍や言語、世代の違いに関わらず、外国にルーツを持つ全ての人が生活する上での課題解決の相談に応じる窓口を設置するとともに、多くの人に活用されるように、様々な手段を活用して周知を行います。

(10)心配ごと相談／市社協地域福祉課

家庭や地域での生活で生じる様々な悩みや困りごとなどに対応するため、相談窓口を開設し、助言・指導及び地域の社会資源や専門機関などにつなぐ調整といった相談支援を行います。

(11)生活相談サポートセンターうべの設置／市社協生活支援課(共同事業体)

就労や住居、収入、負債など、複合的な生活上の課題を抱える相談者に対し、生活と就労に関する相談員が包括的な相談支援を行います。相談者一人ひとりに応じた自立に向けたプランを作成し、関係機関と連携しながら支援を実施します。

《取組の柱1-2 いつでも情報が受け取れる》

行政や事業者、関係機関によって多様な福祉サービスが提供されていますが、これらの支援やサービスについて、よりの確な情報提供が求められています。そこで、情報の受け手を念頭に置き、わかりやすく効果的な情報発信の強化に取り組みます。また、地域の専門職間で円滑に情報共有できるアプリ等の導入も検討します。

さらに、市民が互いに支え合い、地域づくりやボランティア・地域福祉活動へ積極的に参加するためには、地域福祉への理解を深めることが不可欠です。こどもから大人まで、福祉への理解と関心を高めるため、福祉に関する教育・学習の機会を充実させます。同時に、高齢者、障害者、妊産婦、外国人など支援を必要とする方々に対し、自然に声かけや手助けができるよう、思いやりや「気づき」の心を育む取り組みを推進します。

【図表 20】 施策の体系(関連計画:障害福祉計画、多文化共生推進ビジョン)

基本目標	取組の柱	個別施策	取組の主体
1 いつでもどこでも相談できる体制づくり	2 いつでも情報が受け取れる	広報紙・ウェブサイト・メールサービス・SNS等を活用した情報発信	宇部市各課 市社協各課
		市政出前講座の開催	宇部市各課
		民生委員・児童委員活動	宇部市地域福祉課
		福祉委員活動の推進	市社協地域福祉課
		手話通訳者の設置・派遣、要約筆記奉仕員の派遣	宇部市障害福祉課
		コミュニケーション支援員設置	宇部市障害福祉課
		点訳・音訳	宇部市障害福祉課
		高齢者の就労等活動支援(新)	宇部市高齢福祉課
		災害時避難所における聴覚障害者への寄添いボランティア派遣	市社協 コミュニケーション支援室
		日本語学習のための情報発信(新)	宇部市観光交流課
		「やさしい日本語」での情報発信(新)	宇部市観光交流課
		多言語による情報発信(新)	宇部市観光交流課
		地域自立支援協議会	宇部市障害福祉課
		支援調整会議の開催	宇部市地域福祉課
		人権学習会の開催	宇部市人権教育課
		障害特性を知るための学習会の開催	市社協 コミュニケーション支援室
		バリアフリー化の推進	宇部市障害福祉課
宇部市社会福祉大会の開催	市社協総務課		

1-2 いつでも情報が受け取れる

(1) 広報紙・ウェブサイト・メールサービス・SNS 等を活用した情報発信

／市各課・市社協各課

様々な地域福祉の活動や福祉に関する情報をより多くの市民に周知するために、「広報うべ」や「うべし社協だより」、ウェブサイト、メールサービス、SNS等を活用して、積極的な情報発信に取り組めます。

また、「広報うべ」や「うべし社協だより」では、視覚障害者を対象に、点字や音声版も発行します。

(2) 市政出前講座／宇部市各課

市の行う様々な施策や事業について理解を深めていただき、まちづくりに参加していただくために、市民等で構成される団体に市職員を講師として派遣し、担当分野の情報をわかりやすく提供します。

(3) 民生委員・児童委員活動／宇部市地域福祉課

社会福祉の制度やサービスについて、個別訪問により必要な支援の情報収集、提供を行います。

(4) 福祉委員活動の推進／市社協地域福祉課

地域が抱える福祉課題に目を配り、誰もが安心して暮らせる地域福祉の実現を目指すとともに、地域の担い手(ボランティアなど)の確保を図るため、小地域(自治会など)において地域福祉活動を推進する「福祉委員」を設置します。福祉委員は、地域の実情に応じた活動を展開し、例えば「福祉委員だより手渡し運動」などを通じて、健康・福祉に関する情報や、地域の支え合いに関する情報を住民に伝えます。

(5) 手話通訳者の設置・派遣、要約筆記奉仕員の派遣／宇部市障害福祉課

聴覚障害者の社会的自立を支援し、社会生活の円滑化を図るための専任の手話通訳者を社会福祉協議会に配置します。また、聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣します。

(6) コミュニケーション支援員設置／宇部市障害福祉課

市役所窓口にて、手話通訳をはじめとする障害者のコミュニケーション支援を行う支援員を配置します。

(7) 高齢者の就労等活動支援(新)／宇部市高齢福祉課

高齢者の就労、ボランティア活動等の情報を一元化し、高齢者の活動を支援します。

(8) 点訳・音訳／宇部市障害福祉課

視覚障害者へ市政情報を提供するため、「広報うべ」や「議会だより」等の点字・音訳版を作成し配布します。

(9)災害時避難所における聴覚障害者への寄添いボランティア派遣

／市社協コミュニケーション支援室

災害時、避難所における聴覚障害者への迅速かつ適切な情報提供とコミュニケーション支援を行うボランティアを養成し、派遣します。

(10)日本語学習のための情報発信(新)／宇部市観光交流課

外国人住民に最も身近な基礎自治体として、外国人住民への日本語教育を充実させます。

(11)「やさしい日本語」での情報発信(新)／宇部市観光交流課

多くの外国人住民にとって共通して理解できる言語である「やさしい日本語」を使った情報発信に取り組みます。

(12)多言語による情報発信(新)／宇部市観光交流課

外国人住民を含む全ての市民が平等に行政・生活情報を受信し、等しく行政サービスを受用できるよう、行政サービスの多言語化に取り組みます。

(13)地域自立支援協議会／宇部市障害福祉課

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害当事者、民間有識者等の幅広い意見を反映させ、困難事例への対応のあり方や、地域の情報と課題を共有するための協議会を開催します。

また、協議会の実務者会議として、地域課題等に関する情報共有、課題の解決、社会資源の開発、改善等に関する検討を行う専門部会を設置します。

(14)支援調整会議の開催／宇部市地域福祉課

生活困窮者自立支援事業において、関係機関の支援者が相談者の自立に向けた支援プランについて情報共有を行い、支援内容が適切であるか協議し、支援が終わった場合に支援の評価を行う支援調整会議を開催します。

(15)人権学習会の開催／宇部市人権教育課

市民宣言にうたわれている「人間が尊重される都市づくり」をめざし、様々な場を通じて、市民一人ひとりの人権尊重の意識を高める人権教育を推進します。この取組を確かなものとするために、広く市民を対象とした「人権を考えるつどい」や人権に関する効果的な指導や適切な助言を行う指導者を養成する「人権セミナー」を開催します。

(16)障害特性を知るための学習会の開催／市社協コミュニケーション支援室

障害者に対する正しい理解と認識を市民全体に深めていただくことを目的に、学習会を開催します。

(17)バリアフリー化の推進／宇部市障害福祉課

宇部市障害者福祉計画に基づき、ハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進します。

(18)宇部市社会福祉大会の開催／市社協総務課

永年にわたり社会福祉の発展に尽力された方々を表彰するとともに、地域で社会福祉に携わる関係者が一堂に会し、より一層総力を結集して、宇部市の社会福祉の更なる充実を目指すことを目的に開催します。

基本目標2 誰もが参加し、共に支え合える地域づくり

《取組の柱2-1 誰もが担い手になる》

地域活動を担う人材の不足は全国的な課題です。本市においても、自治会をはじめとする地域活動団体では、役員などへの負担の増加や、民生委員・児童委員などの地域での福祉活動の担い手不足が顕在化しています。このため、地域福祉の担い手を確保できる体制の整備を進め、活躍できる人材の育成に努めます。

また、自治会、地域団体・NPO、ボランティアなどの地域福祉活動に、より多くの人に関心を持ち、積極的に関われるよう、参加機会の拡大を図ります。定年退職者や子育て経験者など、多様な人材がそれぞれの経験や知識・技術を生かせるような活動の機会を創出します。

【図表 21】 施策の体系(関連計画:高齢者福祉計画、自殺対策計画、健康づくり計画など)

基本目標	取組の柱	個別施策	取組の主体
2 誰もが参加し、共に支え合える地域づくり	1 誰もが担い手になる	コミュニケーション支援人材育成助成事業	宇部市障害福祉課
		ボランティアの養成	宇部市障害福祉課
		認知症サポーターの養成	宇部市高齢福祉課
		チームオレンジの設置	宇部市高齢福祉課
		ゲートキーパーの養成	宇部市健康増進課
		健康サポーターの養成	宇部市健康増進課
		多文化共生のまちづくりの担い手の育成(新)	宇部市観光交流課
		ボランティアセンター運営	市社協地域福祉課
		ボランティア団体等の活動促進	市社協地域福祉課
		ボランティア活動の啓発	市社協地域福祉課
		共同募金運動の推進	市社協総務課
		福祉学習の推進	市社協地域福祉課
地域福祉に関する研修会の開催	市社協地域福祉課		

2-1 誰もが担い手になる

(1)コミュニケーション支援人材育成助成事業／宇部市障害福祉課

障害者にとって必要なコミュニケーション支援員の養成を行うとともに、必要な資格取得に要する費用を助成するなどして、障害者の自立と社会参加の促進を図り、市民の障害に関する理解を深めます。

(2)ボランティアの養成／宇部市障害福祉課

障害者にとって必要なボランティアの養成講座等を開催し、ボランティア活動を始めるきっかけづくりや、ボランティア団体の活動周知、仲間づくりの支援を行い、専門職や若い人材等の幅広い参加促進を図ります。

(3)認知症サポーターの養成／宇部市高齢福祉課

認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援する「認知症サポーター」の養成を推進します。

(4)チームオレンジの設置／宇部市高齢福祉課

認知症サポーター等の認知症に対する理解の深化や支援体制の向上を図り、認知症の人やその家族に対して積極的な支援をチームとして取り組み、活動を推進します。

(5)ゲートキーパーの養成／宇部市健康増進課

ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、話を聞き、必要な支援につなげたり、見守る人)講座を開催し、適切な対応を図ることができる人材を養成します。

(6)健康サポーターの養成／宇部市健康増進課

必要かつ正確な健康情報を、健康づくりに無関心な層も含め、多くの地域住民に対して提供し、市と連携・協働して健康づくりを推進する健康サポーターを養成します。

(7)多文化共生のまちづくりの担い手の育成(新)／宇部市観光交流課

多文化共生に関する知識や意識を深めるための講座やワークショップの実施を通じて、幅広い世代を対象とする担い手の育成に取り組みます。

(8)ボランティアセンター運営／市社協地域福祉課

ボランティアセンターの設置・運営により、個人の専門性や特技が活きるよう、ボランティアの発掘と育成を推進します。あわせて、情報マッチング・コーディネート機能を強化し、誰もがボランティア活動に取り組みやすい環境を整備します。

(9)ボランティア団体等の活動促進／市社協地域福祉課

ボランティア活動の振興を図るため、ボランティア団体・NPO等の活動に対し、助成金の交付や情報発信を通じて支援します。

(10) ボランティア活動の啓発／市社協地域福祉課

ボランティア活動を始めるためのきっかけを提供し、ボランティア団体の活動周知と仲間づくりを支援することで、活動への参加を促進します。

(11) 共同募金運動の推進／市社協総務課

住民の参加により寄附金を募り、社会福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分することで、地域福祉の推進を図ります。また、本運動を通じて、支え合い・助け合いの意識醸成を図ります。

(12) 福祉学習の推進／市社協地域福祉課

思いやりの心を育み、社会参加への理解と関心を高めるため、学校や地域などで福祉体験学習を実施します。学習内容としては、あいさつ研修(障害の理解)、手話体験、車いす体験、高齢者疑似体験などを行います。

(13) 地域福祉に関する研修会の開催／市社協地域福祉課

市民や地域福祉活動者を対象に、市民フォーラムや研修会を開催し、地域福祉に関する情報共有と意識醸成を図ります。

《取組の柱2-2 活躍の場がある》

地域の中で互いに支え合う関係を築くためには、交流の場や機会の充実が不可欠であり、それを通じて参加者を増やしていく必要があります。また、高齢者や障害者の生きがいの創出、そして市民が持つ多様な経験やスキルを地域貢献へつなげるという観点からも、参加・参画の機会を充実させることは極めて重要です。年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、すべての地域住民が参加し、交流できる機会の提供や、地域活動を通じた住民同士の関係づくり、互助の精神に基づいた地域づくりを推進・支援します。

近年、多様な民間の団体や地域活動団体等により、地域の課題に応じた様々な取組が展開されています。地域団体、NPO、企業など多様な主体が、それぞれの専門性やアイデアを活かし、連携・協力することで、地域の様々な課題解決に向けた活動をより効果的に行えるよう支援します。

【図表 22】 施策の体系(関連計画:障害者福祉計画、教育振興基本計画、こども計画など)

基本目標	取組の柱	個別施策	取組の主体
2 誰もが参加し、共に支えあえる地域づくり	2 活躍の場がある	ご近所ふれあいサロン推進事業	市社協地域福祉課
		文化体育事業等開催助成事業	宇部市障害福祉課
		バリアフリー化の促進(再掲)	宇部市障害福祉課
		シルバー人材センターとの連携	宇部市高齢福祉課
		老人クラブとの連携	宇部市高齢福祉課
		地域であんしん見守り愛ネット	宇部市高齢福祉課
		高齢者の就労等活動支援(新)(再掲)	宇部市高齢福祉課
		こども・若者相談支援拠点事業(再掲)	宇部市こども政策課
		地域子育て支援拠点事業	宇部市こども政策課
		外国人と地域住民との交流機会の創出(新)	宇部市観光交流課
		地域で活躍する外国人住民の紹介(新)	宇部市観光交流課
		うべポイント事業(新)	宇部市連携共創推進課
		コミュニティ・スクール推進事業	宇部市社会教育課
		地域学校協働活動の推進	宇部市社会教育課
		地域移行促進事業	宇部市障害福祉課
		地域公益活動の推進	市社協地域福祉課
地域福祉活動への助成	市社協地域福祉課		

2-2 活躍の場がある

(1)ご近所ふれあいサロン推進事業／市社協地域福祉課

地域における「仲間づくり」や「生きがい」の創出、介護予防、健康の保持・増進を目指し、地域団体や社会福祉法人などと協働します。これにより、誰もが身近な地域で気軽に集い、多様な交流・活動が行える地域福祉の拠点(ご近所福祉サロン、ふれあい・いきいきサロンなど)の活動推進を図ります。

(2)文化体育事業等開催助成事業／宇部市障害福祉課

障害者の文化活動等の促進を図るために開催される各種事業について開催経費の一部を助成します。

(3)バリアフリー化の推進(再掲)／宇部市障害福祉課

宇部市障害者福祉計画に基づき、ハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進します。

(4)シルバー人材センターとの連携／宇部市高齢福祉課

60歳以上の働く意欲のある健康な人に対し、軽易な就労の機会を提供するシルバー人材センターの会員の介護予防・生活支援サービスの受け皿としての活動を推進します。

(5)老人クラブとの連携／宇部市高齢福祉課

会員相互の援助活動や積極的な社会奉仕活動、また、自らの健康増進や介護予防を実践する老人クラブの会員が、地域においてもそれらを実践し、介護予防・日常生活支援総合事業の担い手としての参加促進など地域で活躍できるように連携します。

(6)地域であんしん見守り愛ネット／宇部市高齢福祉課

高齢者が、周囲と交流がなく地域との関わりを持たない「社会的孤立」状態によって起こる「孤独死」や認知症の徘徊による外出で行方不明になる問題を防ぎ、高齢者が安全で、安心して生活することができる地域社会を推進します。

(7)高齢者の就労等活動支援(新)(再掲)／宇部市高齢福祉課

高齢者の就労、ボランティア活動等の情報を一元化し、高齢者の活動を支援します。

(8)こども・若者相談支援拠点事業(再掲)／宇部市こども政策課

中高生が家庭や学校以外に安心して自由に過ごせる居場所を設置し、若者の活動拠点としての機能を持たせ、若者の交流と活躍の場を創出します。

また、こども・若者や保護者、関係者からの相談を受け、必要な支援につなぐ「こどもコーディネーター」を配置し、様々な困難な状況に置かれたこども・若者の自立に向けた支援を行います。

(9)地域子育て支援拠点事業／宇部市こども政策課

子育てに対する不安や負担感の緩和を図るため、主に未就園の乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流や情報交換、育児相談ができる子育て支援センターの機能の充実を図るとともに、民間子育て支援ひろば事業を支援します。

また、理由を問わない乳幼児一時預かりを実施します。

(10)外国人と地域住民との交流機会の創出(新)／宇部市観光交流課

外国人住民が祭りや運動会等の地域行事に参加しやすくなる環境を整え、外国人住民の地域での交流・活躍を推進します。

(11)地域で活躍する外国人住民の紹介(新)／宇部市観光交流課

地域で活躍する外国人住民を紹介することにより、本市の多文化理解と多文化共生を推進します。

(12)うべポイント事業(新)／宇部市連携共創推進課

市民による様々な活動の輪を広げていくため、宇部市 LINE 公式アカウントを活用し、地域活動や自主防災活動、健康づくり等への参加などに対し、ポイントを付与し、取得したポイント数に応じてデジタルギフトを進呈します。

(13)コミュニティ・スクール推進事業／宇部市社会教育課

学校の運営に地域の声を生かすとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、こどもたちをともに育てていく仕組みづくりを推進します。

(14)地域学校協働活動の推進／宇部市社会教育課

幅広い地域住民の参画により、地域全体でこどもたちの学びや成長を支え、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を推進します。

(15)地域移行促進事業／宇部市障害福祉課

地域での生活を希望する施設入所者等が、地域で自立して安心して暮らせるように、関係機関が連携して、地域生活への移行や定着を支援します。

(16)地域公益活動の推進／市社協地域福祉課

市内の社会福祉法人が連携・協働し、制度の狭間にある地域の福祉課題の解決に向けた地域公益活動への取り組みを推進します。

(17)地域福祉活動への助成／市社協地域福祉課

住民主体による地域課題の解決に資する新たな取組や活動を行う地区社会福祉協議会、地域団体に対し、助成金を交付し、地域福祉活動を促進します。

(参考)

○宇部市公共施設案内

市民団体等が地域交流で利用できる公共施設は、以下のとおりです。
利用手続き等は、市公式ウェブサイトを確認してください。

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/koukyouannai/index.html>



○ご近所ふれあいサロン

誰もが身近な地域で気軽に集い、多様な交流・活動が行える地域福祉の拠点です。
詳細は、市社協ウェブサイトを確認してください。

<https://www.ubeshishakyo.or.jp/community/salon.html>



基本目標3 誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける 仕組みづくり

《取組の柱3-1 必要とするサービスが受けられる》

高齢者、障害者、子育てなど、多様な福祉サービスの充実、地域福祉を推進するための重要な基盤です。また、市民を取り巻く福祉課題が多様化・複合化するなか、一人ひとりの市民ニーズに応じたきめ細やかな支援が求められています。

本市は、時代の流れと市民ニーズを的確に把握し、福祉サービスの量と質の向上に繋げることで、支援を必要とする市民へ適切にサービスを提供できる基盤づくりを推進します。

本市が目指すのは、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現です。そのためには、地域内での日常的な見守りや支え合いが不可欠です。

この地域内での見守り・支え合いを促進するため、意識啓発と地域内の関係づくりへの支援を強化し、持続可能で暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

【図表 23】 施策の体系(関連計画:高齢者福祉計画、こども計画、多文化共生推進ビジョンなど)

基本目標	取組の柱	個別施策	取組の主体
3 誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける仕組みづくり	1 必要とするサービスが受けられる	地域支え合いの推進	宇部市地域福祉課
		民生委員による高齢者等の見守り活動	宇部市地域福祉課
		介護予防・生活支援サービスの確保	宇部市高齢福祉課
		地域であんしん見守り愛ネット	宇部市高齢福祉課
		終活支援(新)	宇部市高齢福祉課
		高齢者の移動支援	宇部市高齢福祉課
		介護サービスの充実	宇部市介護保険課
		ファミリー・サポート・センター事業	宇部市こども政策課
		病児・病後児保育事業	宇部市こども政策課
		こども・若者相談支援拠点事業(再掲)	宇部市こども政策課
		うべこども家庭センターUbe ハピ(再掲)	宇部市こども支援課
		こどもの居場所づくりの推進	宇部市こども支援課
		地域学童保育(放課後児童健全育成事業)	宇部市保育幼稚園課
		医療機関受診時の翻訳アプリや通訳ボランティアの活用(新)	宇部市観光交流課
		多言語による情報発信(再掲)	宇部市観光交流課
		「やさしい日本語」での情報発信(再掲)	宇部市観光交流課
		福祉委員活動の推進(再掲)	市社協地域福祉課
ふれあいのネットワークづくり運動の推進	市社協地域福祉課		
地区社会福祉協議会活動の推進	市社協地域福祉課		

3-1 必要とするサービスが受けられる

(1)地域支え合いの推進／宇部市地域福祉課

地域支え合い包括ケアシステムの構築に向け、生活支援コーディネーターを配置し、住民主体の活動への参加促進を図ります。関係機関と連携した支援により、地域支え合い会議の開催、助け合い活動やサロン活動の実施、認知症 SOS 訓練等の拡充を図ります。

(2)民生委員による高齢者等の見守り活動／宇部市地域福祉課

住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握し、住民一人ひとりが自分に合った福祉サービスが受けられるように、行政機関、施設・団体などにつなぎ、住民の福祉需要に対応した適切なサービスの提供が図れるように支援します。

(3)介護予防・生活支援サービスの確保／宇部市高齢福祉課

高齢者の在宅生活を支えるために、訪問型サービスや通所型サービスについて、介護サービス事業者や多様な主体によるサービスの確保に努めます。

(4)地域であんしん見守り愛ネット／宇部市高齢福祉課

高齢者が、周囲と交流がなく地域との関わりを持たない「社会的孤立」状態によって起こる「孤独死」や認知症の徘徊による外出で行方不明になる問題を防ぎ、高齢者が安全で、安心して生活することができる地域社会を推進します。

(5)終活支援(新)／宇部市高齢福祉課

エンディングノートの活用を市公式ウェブサイトや出前講座等で周知啓発するなどして、終活を支援します。

(6)高齢者の移動支援／宇部市高齢福祉課

高齢者の社会参加の促進を図るため、高齢者バス優待乗車制度などにより移動を支援します。今後、関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた移動支援のあり方を検討していきます。

(7)介護サービスの充実／宇部市介護保険課

住み慣れた地域での在宅療養生活の支援を強化するため、地域密着型サービスの充実を図ります。

(8)ファミリー・サポート・センター事業／宇部市こども政策課

こどもの送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」が会員となり、会員相互間で行われる援助活動に関する連絡、調整を行います。

(9)病児・病後児保育事業／宇部市こども政策課

保護者の勤務等の事情により、病気や回復期にある子どもを家庭で保育することが困難な場合に、小児科に併設された施設において一時的に保育します。

(10)こども・若者相談支援拠点事業(再掲)／宇部市こども政策課

中高生が家庭や学校以外に安心して自由に過ごせる居場所を設置し、若者の活動拠点としての機能を持たせ、若者の交流と活躍の場を創出します。

また、こども・若者や保護者、関係者からの相談を受け、必要な支援につなぐ「こどもコーディネーター」を配置し、様々な困難な状況に置かれたこども・若者の自立に向けた支援を行います。

(11)うべこども家庭センターUbe ハピ(再掲)／宇部市こども支援課

専門職が妊娠届出時及び7か月時に面接を行い、適切な支援のための調整を行います。

また、妊娠期から母子保健と児童福祉が連携・協働し、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を行い、対象者のニーズに応じて必要な対応につなげる妊婦等包括相談支援体制を強化します。

(12)こどもの居場所づくりの推進／宇部市こども支援課

様々な状況に置かれているこどもたちが、気軽に集い憩うことができるこどもの居場所づくりを、関係機関等と連携して推進します。

(13)地域学童保育(放課後児童健全育成事業)／宇部市保育幼稚園課

放課後の留守家庭の児童に対し、家庭や小学校などと連携しながら、適正な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

(14)医療機関受診時の翻訳アプリや通訳ボランティアの活用(新)／宇部市観光交流課

翻訳アプリや通訳ボランティアを活用し、外国人住民も社会の一員として日本人住民と同様の医療サービスが受けられるよう支援します。

(15)多言語による情報発信(再掲)／宇部市観光交流課

外国人住民を含む全ての市民が平等に行政・生活情報を受信し、等しく行政サービスを受用できるよう、行政サービスの多言語化に取り組みます。

(16)「やさしい日本語」での情報発信(再掲)／宇部市観光交流課

多くの外国人住民にとって共通して理解できる言語である「やさしい日本語」を使った情報発信に取り組みます。

(17)福祉委員活動の推進(再掲)／市社協地域福祉課

地域が抱える福祉課題に目を配り、誰もが安心して暮らせる地域福祉の実現を目指すとともに、地域の担い手(ボランティアなど)の確保を図るため、小地域(自治会など)において地域福祉活動を推進する「福祉委員」を設置します。福祉委員は、地域の実情に応じた活動を展開し、例えば「福祉委員だより手渡し運動」などを通じて、健康・福祉に関する情報や、地域の支え合いに関する情報を住民に伝えます。

(18)ふれあいのネットワークづくり運動の推進／市社協地域福祉課

民生委員、近隣住民、自治会役員、福祉委員、専門職などの地域関係者が連携してネットワークを構築し、地域における見守り・支援体制の確立を目指します。

(19)地区社会福祉協議会活動の推進／市社協地域福祉課

住民主体の理念に基づき、「誰もが安心して暮らすことのできる地域」の実現を目指し、地域福祉や生活の課題解決を実践する地区社会福祉協議会に対し、宇部市地区社会福祉協議会連絡協議会の運営支援や補助金交付などにより、小地域福祉活動を推進します。

《取組の柱3-2 いのちを支える支援を充実させる》

生活困窮世帯では、その原因となる様々な課題を複合的に抱え、社会的な孤立が懸念されます。生活に困難を抱える方々に対し、経済的・物質的支援の充実に加え、相談支援体制の強化に取り組めます。

また、社会情勢の変化に伴い、複雑化・複合的な課題を抱え、既存の制度では対応が困難であり、何らかの支援が必要でありながら福祉サービスの基準に当てはまらない「制度の隙間」への対応が課題となっています。現行の制度で対応が難しい事例に対し、市や、市社協、および関係機関が相談支援体制のさらなる強化を図り、連携を通じて柔軟に対応できる体制の構築を推進します。

【図表 24】 施策の体系(関連計画:障害者福祉計画、高齢者福祉計画、こども計画など)

基本目標	取組の柱	個別施策	取組の主体
3 誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける仕組みづくり	2 いのちを支える支援を充実させる	自殺対策計画の推進	宇部市健康増進課
		小中学校体育館への空調設備設置(新)	宇部市教育施設課
		生活困窮者の自立支援	宇部市地域福祉課
		フードバンク事業	宇部市地域福祉課
		虐待防止・権利擁護の推進	宇部市地域福祉課 他
		宇部市成年後見センターの設置	宇部市地域福祉課
		再犯防止の推進	宇部市地域福祉課
		誰もが安心して避難できる避難所づくり	宇部市地域福祉課
		災害時要援護者避難計画作成事業(新)	宇部市地域福祉課
		福祉避難所の体制整備	宇部市地域福祉課
		地域であんしん見守り愛ネット(再掲)	宇部市高齢福祉課
		見守り安心コールサービス	宇部市高齢福祉課
		ふれあいごみ戸別収集	宇部市高齢福祉課
		こどもの学習支援事業	宇部市こども政策課
		こどもの未来共創に向けた民間団体との連携(新)	宇部市こども政策課
		ヤングケアラーへの支援(新)	宇部市こども政策課
		不登校のこどもへの切れ目ない支援事業(新)	宇部市こども政策課
		外国人住民への防犯・交通安全啓発(新)	宇部市観光交流課
		避難場所等での多言語対応の充実(新)	宇部市観光交流課
		外国人向け防災教室の実施(新)	宇部市観光交流課
		DV等被害者や困難な問題を抱える女性への支援	宇部市人権・男女共同参画推進課
		高齢者向け市営住宅の供給(シルバーリフォーム等)(新)	宇部市住宅政策課
		災害支援体制の整備	市社協総務課
		災害時避難所における聴覚障害者への寄添いボランティア派遣(再掲)	市社協 コミュニケーション支援室
		生活相談サポートセンターうべの設置(再掲)	市社協生活支援課
		生活福祉資金等の貸付	市社協生活支援課
日常生活自立支援事業の推進	市社協生活支援課		
法人成年後見人等の受任	市社協生活支援課		
身寄りのない高齢者等への支援(新)	市社協生活支援課		

3-2 いのちを支える支援を充実させる

(1) 自殺対策計画の推進／宇部市健康増進課

市民一人ひとりが「いのちをまもる」ための自殺対策の主役となり、地域や関係機関とのつながりを持ち、社会全体で自殺リスクを低下させるよう、地域レベルの実践的な取組を推進します。

(2) 小中学校体育館への空調設備設置(新)／宇部市教育施設課

小中学校の体育館は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用されることから、夏季や冬季における、より安心・安全な利用環境を確保するため、空調設備の設置を推進していきます。

(3) 生活困窮者の自立支援／宇部市地域福祉課

就労できない、住居がない、収入がない、負債がある等の悩みを抱えた相談者に対して、生活相談サポートセンターうべで生活と就労に関する相談員が、包括的な相談支援を行い、相談者に応じた自立に向けたプランを作成し、関係機関と連携して支援を行います。

(4) フードバンク事業／宇部市地域福祉課

NPO法人フードバンク山口と連携し、まだ食べられるのに廃棄される食品を、生活困窮者に提供することで貧困や飢餓を解消し、健康と福祉の向上を目指します。

(5) 虐待防止・権利擁護の推進／宇部市地域福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、こども支援課

地域ネットワーク(見守り・気づき・助け合い)を推進し、虐待の起こらない地域づくりに取り組むとともに虐待の早期発見、適切な支援のため、関係機関の連携の強化を図ります。

(6) 宇部市成年後見センターの設置／宇部市地域福祉課

成年後見制度に関する周知・啓発、相談業務や、家庭裁判所等の関係機関と連携しながら、認知症高齢者や障害者等の権利擁護のためのネットワークづくり等を行います。

(7) 再犯防止の推進／宇部市地域福祉課

再犯防止に向け、犯罪をした人が社会復帰をした後に、社会での孤立、地域での生きづらさを感じることがないように、保護司会が運営する「更生保護サポートセンターうべ」と連携し、更生に関する理解を深めるための啓発活動や、福祉的支援に取り組めます。

(8) 誰もが安心して避難できる避難所づくり／宇部市地域福祉課

各地で台風や豪雨による災害が多発する中、避難者の健康に留意した避難所運営に取り組む。安心して避難していただくために、障害者やペット同行者、ジェンダー等に配慮した避難所運営を進めます。

(9)災害時要援護者避難計画作成事業／宇部市地域福祉課

高齢者や障害者で、災害時に自力では迅速な避難行動ができない方は、あらかじめ計画を作成し、親族等の支援者に連絡がつかない場合も地域ぐるみで避難につなげられるよう取り組みます。

(10)福祉避難所の体制整備／宇部市地域福祉課

福祉避難所は、高齢者、障害者や一般の避難所での避難生活に支障をきたす方やその介護者を受け入れる避難所です。今後も、福祉避難所と連携を行い、福祉避難所への円滑な受け入れや非常時に備えた避難訓練の実施に取り組みます。

(11)地域であんしん見守り愛ネット(再掲)／宇部市高齢福祉課

高齢者が、周囲と交流がなく地域との関わりを持たない「社会的孤立」状態によって起こる「孤独死」や認知症を原因とした徘徊による外出で行方不明になる問題を防ぐなど、高齢者が安全で、安心して生活することができる地域社会を推進します。

(12)見守り安心コールサービス／宇部市高齢福祉課

在宅のひとり暮らし高齢者などに緊急通報装置を貸与し、急病などの緊急時や健康に関する相談、電話での見守りなどに対応します。

(13)ふれあいごみ戸別収集／宇部市高齢福祉課

ごみステーションまでごみを持っていくことが困難な高齢者や障害者の方々に対して、戸別に玄関先でごみ収集をし、ごみの排出がない場合は声掛けによる安否確認も行います

(14)こどもの学習支援事業／宇部市こども政策課

生活困難世帯の中学生を対象に、学習意欲及び学力向上を図るための学習支援を行い、当該生徒の健全な育成を支援します。

(15)こどもの未来共創に向けた民間団体との連携(新)／宇部市こども政策課

こども支援を担う多様な主体の参画を促し、困難な状況に置かれたこどもに対して、体験活動など持続的な取組を推進します。

(16)ヤングケアラーへの支援(新)／宇部市こども政策課

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーの負担の軽減・解消に向けて、県と連携を図りながら、市内での実態調査を実施し、支援につなげます。

(17)不登校のこどもへの切れ目ない支援事業(新)／宇部市こども政策課

不登校のこども及びその保護者に対する支援を実施するとともに、不登校の未然防止を図るため、就学前の段階から必要に応じて支援につなげます。

(18)外国人住民への防犯・交通安全啓発(新)／宇部市観光交流課

外国人住民が事件、事故の被害者や加害者にならないように、外国人住民に日本での暮らしのマナーを共有します。

(19)避難場所等での多言語対応の充実(新)／宇部市観光交流課

被災した外国人が支障なく避難場所等で過ごせるように、避難施設の案内表示や説明等の多言語化に取り組みます。

(20)外国人向け防災教室の実施(新)／宇部市観光交流課

外国人住民の日本国内での被災を防ぐため、外国人住民を対象とした防災教室を開催します。

また、外国人住民のために制作した多言語版「宇部市防災ガイドブック」が活用されるように、周知、啓発に取り組みます。

(21)DV等被害者や困難な問題を抱える女性への支援／宇部市人権・男女共同参画推進課

多様かつ複雑化してきている相談に対して、宇部市配偶者暴力相談支援センターにおいて、きめ細やかな対応を行います。

また、「宇部市DV防止支援ネットワーク」における関係機関との連携を強化しながら、被害者の速やかな支援に向けた対応を行います。

(22)高齢者向け市営住宅の供給(シルバーリフォーム等)(新)／宇部市住宅政策課

高齢者が安心して快適に暮らせる環境を整えるため、特定目的住宅として高齢者世帯向住宅を供給します。

また、建替やシルバーリフォームにより高齢者仕様の住宅設備を導入した住宅を整備します。各種相談窓口等においてこれらの市営住宅に関する情報提供を行います。

(23)災害支援体制の整備／市社協総務課

災害ボランティアセンターに関する研修を通じて、運営スタッフの養成や新たな人材の発掘・育成を行うとともに、市内外のボランティア団体と連携し、ネットワーク体制を構築します。

(24)災害時避難所における聴覚障害者への寄添いボランティア派遣(再掲)

／市社協コミュニケーション支援室

災害時、避難所における聴覚障害者への迅速かつ適切な情報提供とコミュニケーション支援を行うボランティアを養成し、派遣します。

(25)生活相談サポートセンターうべの設置(再掲)／市社協生活支援課

就労や住居、収入、負債など、複合的な生活上の課題を抱える相談者に対し、生活と就労に関する相談員が包括的な相談支援を行います。相談者一人ひとりに応じた自立に向けたプランを作成し、関係機関と連携しながら支援を実施します。

(26)生活福祉資金等の貸付／市社協生活支援課

低所得世帯の経済的自立と生活意欲の向上を目的とし、資金の貸付と必要な援助指導を行います。

(27)日常生活自立支援事業の推進／市社協生活支援課

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力に不安のある方が、安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助をはじめ、日常的な金銭管理や大事な書類などを預かる支援を行います。

(28)法人成年後見人等の受任／市社協生活支援課

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方々が、成年後見制度などの法的保護のもと、地域で安心して自立した生活を送れるよう支援します。

(29)身寄りのない高齢者等への支援(新)／市社協生活支援課

身寄りのない高齢者等が直面する課題(身元保証、日常生活支援、死後の事務支援など)について、本市における現状把握に取り組み、多様な関係者を巻き込んだ支援ネットワークの構築に取り組みます。

そして、課題やニーズを踏まえて、新たなサービスの創設に向けた準備を進め、身寄りのない高齢者等を支える仕組みづくりを推進していきます。

基本目標4 地域の誰ひとり取り残さない支え合える基盤づくり(共通)

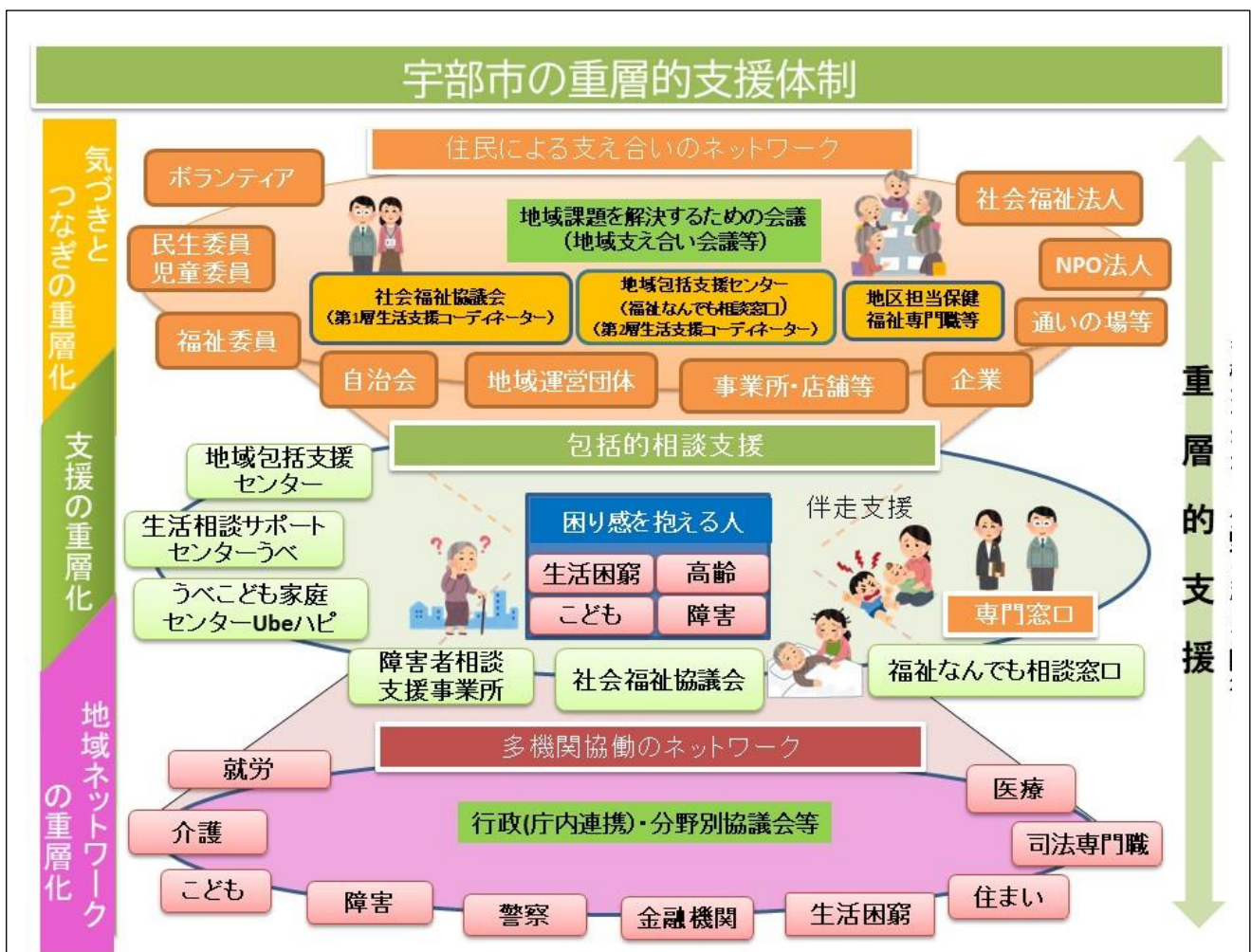
地域住民が抱える課題は、ダブルケアやヤングケアラー、8050問題など、既存の制度の狭間で支援が困難なケースが増加しています。こうした状況に対し、本市はこどもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、切れ目のない相談に対応する包括的な支援体制の構築に取り組んできました。今後は、本市の既存の取組を最大限に活用し、支援が必要な方を確実に発見し、適切な福祉的支援へとつなぐ重層的な支援を展開していきます。

重層的支援体制整備事業

「重層的支援体制整備事業」は、複合化・複雑化した生活課題や制度の狭間にある課題等に対し、既存の相談支援や地域づくりの取組を生かし、高齢、障害、こども、生活困窮といった分野別の支援・制度が重なりながら対応していくことを目指しています。

本市においても、地域住民のニーズに対する包括的な支援体制を構築するため、令和5年3月に策定した「宇部市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、①気づきとつなぎの重層化、②支援の重層化、③地域ネットワークの重層化の3つの支援を一体的に実施していきます。

【図表 25】



計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画の推進には、地域住民、地域団体、様々な関係団体、そして市と市社協が相互の連携を強化し、それぞれの役割を果たすことが不可欠です。

市と市社協が主体となって、多様な地域福祉の担い手との協働により、本計画の推進を図ります。

そのためには、本計画の基本的な考え方や具体的な取組について、関係者全員の共通理解が必要です。

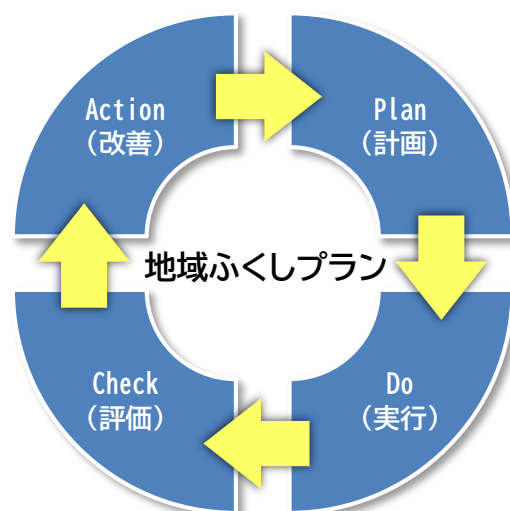
本計画を広く市民に周知するため、ウェブサイトや SNS を活用し、関係機関と連携した広報活動に取り組みます。

(2) 計画の進捗管理

本計画においては、PDCAサイクルの手法を活用して、進捗管理を行い、計画に基づいて効果的かつ効率的に施策・事業を実行することで地域福祉における課題解決を図っていきます。

【図表 26】

Plan (計画)	地域福祉における課題等を踏まえて目標を設定します。
Do (実行)	策定した計画に沿って各施策・事業を実行します。
Check (評価)	各施策の実施結果を踏まえ、目標に対する評価を行います。
Action (改善)	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるため改善を行います。



(3) 計画の評価

本計画の管理・評価については、市と市社協による進捗管理に加え、市の庁内組織である「庁内連携会議」において、モニタリング、分析を行います。その分析結果を、宇部市地域ふくしプラン策定委員会に報告し、同委員会の意見を求めながら、宇部市総合計画の成果指標のうち、本計画に関連する項目の評価を行い、必要に応じて本計画の見直しを図ります。

資料編

1 計画策定の経過

令和6年 12月1日～27日	宇部市地域福祉意識調査実施
令和7年 5月28日	第三次宇部市地域ふくしプラン策定委員会設置
8月25日	第1回第三次宇部市地域ふくしプラン策定委員会 ・第二次地域ふくしプランの進捗状況について ・宇部市地域福祉意識調査について ・第三次宇部市地域ふくしプラン骨子(案)について
11月18日	第2回第三次宇部市地域ふくしプラン策定委員会 ・第三次宇部市地域ふくしプラン(素案)について
令和8年 1月7日～2月6日	プラン(素案)のパブリックコメントを実施
2月18日	第3回第三次宇部市地域ふくしプラン策定委員会 ・第三次宇部市地域ふくしプラン(最終案)について

2 第三次宇部市地域心くしプラン策定委員会

(任期:令和7年8月25日~令和10年8月24日)

所 属	氏名
在宅障害児・者と家族を支援する会	佐々木 知子
宇部市老人クラブ連合会	三保谷 明
宇部市子ども会育成連絡協議会	杉永 美佐子
宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会	村谷 啓介
宇部市地区社会福祉協議会連絡協議会	石原 孝行
宇部市社会福祉法人地域公益活動推進協議会	赤瀬 洋介
宇部日報社	枘永 塁
宇部市民生児童委員協議会	坂本 早苗
宇部市南部第二地域包括支援センター	谷岡 三千代
宇部市ボランティア連絡協議会	藤田 拓之
吉田いきいきサロン	波多野 千恵子
山口大学	斎藤 美矢子(副会長)
宇部フロンティア大学	伊藤 一統(会長)

3 第三次宇部市地域ふくしプラン(素案)に対する意見募集の結果概要

■意見募集期間

令和8年1月7日～2月6日

■プラン(素案)の閲覧方法

宇部市公式ウェブサイト

文書閲覧:宇部市役所本庁舎棟、各ふれあいセンター

■意見提出方法

郵送、FAX、電子メール

■意見提出者数

3人

■意見件数

7件

項 目	件数
計画全般について	—
第1章 計画の策定にあたって	1件
第2章 第二次計画の進捗状況	—
第3章 地域福祉を取りまく現状と課題	—
第4章 計画の基本理念と目標	—
第5章 施策の推進	6件

4 各種相談窓口一覧

(令和8年1月現在)

相談窓口名等	TEL・FAX メールアドレス	開設日時		
		月～金	他	時間
一般相談(市市民活動課)	0836-34-8126	○		8:30～17:15
生活困窮に関する相談 (生活相談サポートセンターうべ)	TEL 0836-43-7440 0800-200-7440(相談者専用) FAX 0836-43-7441 info-ssube@ubeshishakyo.or.jp	○		8:30～17:15
心配ごと相談(市社協)	TEL 0836-33-3134 FAX 0836-22-4392	○		8:30～17:15
健康づくり・介護予防全般 (市保健センター)	0836-31-1777	○		8:30～17:15
資金貸付に関する相談(市社協)	TEL 0836-33-3150 FAX 0836-22-4391	○		8:30～17:15
権利擁護に関する相談(市社協)	TEL 0836-33-3150 FAX 0836-22-4391	○		8:30～17:15
手話通訳に関する相談(市社協)	TEL 0836-35-7608 FAX 0836-35-9093	○		8:30～17:15
ボランティアについての相談(市社協)	TEL 0836-33-3134 FAX 0836-22-4392	○		8:30～17:15
地域福祉権利擁護センター	083-924-2845	○		8:30～17:00
市消費生活相談	0836-34-8157	○		8:30～17:15
司法書士による相談	0836-34-8126		原則毎月第2・第4水曜日	9:30～11:30
弁護士による相談(事前予約)	0836-34-8126		毎月第1・第3水曜日	13:30～15:30
よりそいホットライン ①暮らしの中で困っていること ②外国語による相談 ③性暴力、ドメスティックバイオレンスなど女性の相談 ④性別や同性愛などに関わる相談 ⑤自殺を考えるほど思い悩んでいる方 ⑥被災者の方で困っている方	0120-279-338 音声ガイダンスにそって相談したい番号を選んでください。	○	毎日	・24時間通話無料 ・外国語による相談は10:00～22:00 対応言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語、タイ語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語

暮らし全般の相談窓口

相談窓口名等		TEL・FAX メールアドレス	開設日時		
			月～金	他	時間
法的なトラブルや身の周りの困りごと	宇部法律相談センター	0836-21-7818 0570-064-490	○	第1日曜日	※電話予約 9:00～17:00
	山口地方法務局宇部支局(人権問題)	0836-21-7211	○	ガイダンス④	8:30～17:15
	県司法書士会法律相談	083-924-5220	○		※予約受付 9:00～12:00 13:00～17:00
	境界問題相談センターやまぐち	083-922-6118	○		10:00～16:00
	警察総合相談 (警察業務範囲内の相談)	#9110 083-923-9110	○		8:30～17:15
	民事法律扶助無料法律相談 (法テラス山口)	0570-078374	○		※予約受付 9:00～17:00
	法テラス・サポートダイヤル	0570-078374 メール:ホームページwebフォームより24時間受付	○	土曜日	9:00～21:00(月～金) 9:00～17:00(土)
女性の悩み相談窓口	男女の人権、配偶者暴力(DV)	0836-33-4649	○	土曜日	9:00～16:00
	女性への暴力ホットライン(DV-net)	0836-37-5611	○		10:00～16:00
	やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお(県男女共同参画相談センター)	#8891 0120-8891-77 083-902-0889	○	土・日	24時間対応(土・日、祝日、年末年始、夜間はコールセンター対応) 面接相談:8:30～17:15(月～金)(土・日、祝日、年末年始は休み)
	DVホットライン(緊急用)	0120-238-122	○	土・日	8:30～22:00(月～金) 9:00～18:00(土・日)
	女性犯罪被害相談電話 レディース・サポート110	#8103 0120-378-387 083-932-7830	○	年中24時間 対応	土・日、祝日、年末年始、夜間は、当直が対応
	女性の人権ホットライン (山口地方法務局)	0570-003-110	○		8:30～17:15(月～金) (年末年始、祝日は除く)
	不妊治療費の助成など (県宇部健康福祉センター)	0836-31-3202	○		8:30～17:15
	不妊治療費の助成など (こども支援課)	0836-31-1732	○		8:30～17:15
	女性健康支援センター 不妊専門相談センター (県立総合医療センター「女性の悩み相談室内」)	0835-22-8803 nayam119 @ymghp. jp	○	毎日	9:30～16:00
	結婚・子育て応援デスク (県こども政策課)	083-933-4080	○		9:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)

相談窓口名等	TEL・FAX メールアドレス	開設日時		
		月～金	他	時間
総合労働相談(労働基準監督署内)	0836-31-4509	○		8:30～17:15
宇部県民局労働相談	0836-38-2116	○		8:30～17:15
ハローワーク宇部	0836-31-0164	○		8:30～17:15
宇部市シルバー人材センター	0836-31-3251	○		8:30～17:15
宇部労働基準監督署	0836-31-4500	○		8:30～17:15
うべ若者サポートステーション	0836-36-6666 sigoto@ ube- saposute.com			9:30～17:30(火～土)
勤労者:心の電話相談(山口労災病院)	0836-84-8556	○		14:00～20:00
労働者の健康相談 宇部地域産業保健センター (市医師会内)	0836-21-5437	○		8:40～12:00 13:00～17:00 (月～金)
				8:30～17:15(土)
労働者の健康相談 山口産業保健総合支援センター	083-933-0105	○		9:00～17:15
労働ほっとライン	083-933-3232 roudou@pref. yamaguchi.lg. jp	○		9:00～18:00
県労働委員会 個別紛争あっせん	083-933-4444 a34000@pref. .yamaguchi.lg. jp	○		8:30～17:15
山口労働局雇用均等室	083-995-0390	○		8:30～17:15
山口しごとセンター	083-976-1145 カウンセリング 予約専用: 083-974-5120	○		8:30～19:00(月～金)
				8:30～17:00 (土・第2、第4日曜日)
山口新卒応援ハローワーク	083-973-8080	○	第2・4 土曜日	要問い合わせ

労働や労働者の健康などの困りごとについて

相談窓口名等	TEL・FAX メールアドレス	開設日時			
		月～金	他	時間	
育児の悩み・保護者自身の不安	うべこども家庭センターUbeハピ (市こども支援課)	0836-31-1732	○		8:30～17:15
	子育てのための経済支援・医療給付 (市こども政策課)	0836-34-8330	○		8:30～17:15
	ひとり親家庭への支援 (市こども政策課)	0836-34-8331	○		8:30～17:15
	保育園幼稚園学童保育に関すること (市保育幼稚園課)	0836-34-8328	○		8:30～17:15
	子育て拠点事業等に関すること (市こども政策課)	0836-34-8566	○		8:30～17:15
	子ども・若者なんでも相談	0836-39-5690	○		10:00～18:00
	宇部ファミリー・サポート・センター	080-9130-4272	○		9:00～17:00
	神原保育園子育て支援センター	0836-21-6484 kamiho-sien@city. ube.yamaguchi.jp	○	土曜日	8:30～17:00
	新川保育園育児相談	0836-21-3271 shin-ho@city. ube.yamaguchi.jp	○	土曜日	8:30～17:00
	第二乳児保育園育児相談	0836-33-2770 daini-ho@city. ube.yamaguchi.jp	○	土曜日	8:30～17:00
	西岐波保育園育児相談	0836-51-9214 nishi-ho@city. ube.yamaguchi.jp	○	土曜日	8:30～17:00
	原保育園育児相談	0836-41-8517 hara-ho@city. ube.yamaguchi.jp	○	土曜日	8:30～17:00
子どもの発達や病気等について	児童発達支援センターうべつくし園	0836-43-7750	○	土曜日	8:30～14:30 (祝日は休み)
	ことばの教室(厚南小学校内)	0836-41-1500	○		9:00～16:30
	特別支援教育センター (県立宇部総合支援学校)	0836-41-4036 ube- s@ysn21.jp	○		8:20～16:50
	教育相談(療育・教育に関する相談) (市教育支援課)	0836-34-8625 g- anshin@city.ube. yamaguchi.jp	○		9:00～16:30
	視覚障害教育センター (県立下関南総合支援学校)	083-232-1454 590si- center@g.ysn 21.jp	○		9:00～17:00
	聴覚障害教育センター (県立下関南総合支援学校)	083-232-1451 590chou- center@g.ysn 21.jp	○		9:00～17:00
	幼児等きこえことばの教育相談 (県立山口南総合支援学校)	083-986-2007 y-minami-s@ ysn21.jp	○		8:15～16:45

相談窓口名等	TEL・FAX メールアドレス	開設日時		
		月～金	他	時間
小児慢性特定疾患治療研究事業等 (県宇部健康福祉センター)	0836-31-3200 (ガイダンスによる案内)	○		8:30～17:15
小児救急医療電話相談	#8000 083-921-2755	○	毎日	19:00～翌朝8:00
県宇部児童相談所	0836-39-7514	○		8:30～17:15
こども家庭支援センター「清光」	0836-65-1188	○	毎日	24時間
子どもの人権問題についての相談	0836-21-7211	○		9:00～17:00
うべこども家庭センターUbeハピ (市こども支援課)	0836-31-1732	○		8:30～17:15
法務少年支援センター山口 (すこやか青少年心理相談室)	083-922-6701	○		9:00～17:00
児童相談所虐待対応ダイヤル	189	○	365日	24時間
子どもの人権110番	0120-007-110	○		8:30～17:15 時間外は留守番電話対応
ふれあい総合テレホン	083-987-1240	○		8:30～17:00
やまぐち子どもSOSダイヤル	0120-0-78310	○	毎日	24時間
ふれあいメール	soudan@g.ysn21.jp	○	随時	8:30～17:15
チャイルドラインやまぐち	0120-99-7777	○	毎日	16:00～21:00
思春期専用電話・思春期ほっとダイヤル	0835-24-1140	○		9:30～16:00
ヤングテレホン・やまぐち	0120-49-5150 携帯からは 083-925-5150	○		少年サポートセンター職員受 付時間8:30～17:15 夜間・休日は警察官が受付
西部少年サポートセンター	0120-62-5150 携帯からは 083-222-5150	○		少年サポートセンター職員受 付時間8:30～17:15 夜間・休日は警察官が受付
市教育委員会教育支援課	0836-34-8630	○		8:30～17:15
ひとり親家庭の 悩み相談窓口	就労支援、児童扶養手当、 医療費助成の相談 (市こども政策課)	0836-34-8331	○	8:30～17:15
	母子・父子自立支援員による 生活・教育等の相談 (県宇部健康福祉センター)	0836-31-3200	○	8:30～17:15
	県母子・父子福祉センター	083-923-2490	○	第3日曜日 8:30～16:00(月～金) 9:00～16:00(第3日)

相談窓口名等	TEL・FAX メールアドレス	開設日時		
		月～金	他	時間
B型、C型肝炎の検査・治療費の助成について	0836-31-3200 (県宇部健康福祉センター)	○		8:30～17:15
エイズ(HIV)について		○		8:30～17:15
結核について		○		8:30～17:15
難病(特定疾患)の相談について		○		8:30～17:15
骨髄ドナーの登録について				毎月 第2・4水曜日
献血相談	083-933-3018	○		8:30～17:15
臓器提供等の相談	083-932-0743	○		24時間
肝疾患に関する相談 肝疾患相談支援室 山口大学医学部附属病院 (肝疾患診療連携拠点病院)	0836-85-3976	○		一般相談 予約不要 9:00～15:00(月～金) 専門相談 ※要予約 13:00～17:00(月・水・金)
がん・なんでも相談窓口 宇部協立病院 地域連携在宅医療科	0836-33-6111 (内線665)	○		9:00～17:00
がん・なんでも相談窓口 宇部中央病院 医療福祉相談室	0836-51-4760	○		9:00～17:00
がん・なんでも相談窓口 シーサイド病院	0836-58-5360	○		※要予約 13:00～17:00
がん・なんでも相談窓口 山口宇部医療センターがん相談支援室	0836-58-2100	○		8:30～17:00
がん・なんでも相談窓口 山口大学医学部附属病院 がん相談支援センター	0836-22-2473	○		9:00～17:00
がん・なんでも相談窓口 わただ内科	0836-34-2611	○	土曜日	9:00～17:00(月・火・水・金) 9:00～12:30(木・土)
がん・なんでも相談窓口 市保健センター	0836-31-1777	○		8:30～17:15
今村くらしの相談室	090-7898-9520	○		10:00～16:00
県がん総合相談窓口 (山口県看護協会)	0835-28-7090	○		9:00～12:00 13:00～16:00
病院からの退院相談 (退院情報連絡システム) (市健康増進課)	0836-31-1777 ・各病院の 退院相談窓口	○		8:30～17:15
健康相談 在宅療養の相談 (市保健センター)	0836-31-1777	○		8:30～17:15
健康に関する情報サイト 健康やまぐちサポートステーション (山口県健康増進課)	https://kenko.pref.yamaguchi.lg.jp/	○		
薬の相談室 (県薬剤師会)	083-923-1193	○		9:00～12:00 13:00～16:00
県宇部健康福祉センター	0836-31-3200	○		8:30～17:15
県医療安全支援センター	083-933-2936	○		9:00～12:00 13:00～16:00

病気で困った時、健康について考えたい時

相談窓口名等	TEL・FAX メールアドレス	開設日時			
		月～金	他	時間	
こころの悩み相談窓口	こころの相談 (市保健センター)	0836-31-1777 hose@city.ube. yamaguchi.jp	○		8:30～17:15
	こころの健康全般の相談 (県宇部健康福祉センター)	0836-31-3203	○		8:30～17:15
	心理・精神医療・福祉関係の相談 (宇部フロンティア大学大学院附 属臨床心理相談センター)	0836-38-0595		水曜日を除く 月～金	※要予約 9:30～12:00 13:00～15:30
	こころの救急電話相談 (県精神科救急情報センター:県 立こころの医療センター内)	0836-58-4455			24時間
	心の健康電話相談 (県精神保健福祉センター)	083-901-1556	○		9:00～11:30 13:00～16:30
	ひきこもり相談・ ひきこもり家族相談会 (NPO法人ふらっとコミュニティひだ まり)	0836-21-1552 f-hidamari@ juno.ocn.ne.jp	○		月～金9:00～17:00 土10:00～16:00
	総合相談(ひきこもり等) フリースペース「和(なごみ)の家」 NPO法人 支えてねネットワーク	083-984-3742 nagomi-h@ c-able.ne.jp		月・火・木 ・土曜日	9:30～16:00
誰にも話せずひとり孤独に困っているとき	いのちの情報ダイヤル“絆” (県精神保健福祉センター)	083-902-2679		火・金曜日	9:00～11:30 13:00～16:30
	山口いのちの電話	0836-22-4343	○	毎日	16:30～22:30
	北九州いのちの電話	093-653-4343	○	毎日	24時間
	福岡いのちの電話	TEL 092-741-4343 FAX 092-721-4343	○	毎日	TELは24時間対応 FAX※聴覚・言語障害者専 用 9:00～18:00(月～金) 9:00～13:00(土)
	自殺予防いのちの電話	0120-783-556		毎月10日	8:00～翌日8:00
	山口自死遺族の集い クローバー「わかちあいの会」 (県精神保健福祉センター)	083-902-2672		第3土曜日	13:30～15:30 (8月・12月を除く)
	#いのちSOS 特定非営利法人 自殺対策センターライフリンク	0120-061-338 https://www.lifelink.or.jp/inochisos/	○	毎日	24時間

相談窓口名等	TEL・FAX メールアドレス	開設日時			
		月～金	他	時間	
医療機関の案内	宇部市内の医療機関の案内 (市医師会)	0836-21-5437	○	土曜日	9:00～17:00(月～金) 9:00～12:00(土)
	宇部市内の歯科医院の案内 (宇部歯科医師会)	0836-31-0876	○		9:00～17:00
	緊急時に病院を探すとき (宇部・山陽小野田消防局)	#7119 0836-21-2866			
	やまぐち医療情報ネット	https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=35			
障害者の相談窓口	障害者(児)総合相談 基幹総合相談センター (市障害福祉課内)	0836-34-8522 syuu-fuku@city.ube.yamaguchi.jp	○		8:30～17:15
	障害者差別解消相談窓口 (市障害福祉課内)	0836-34-8342 syuu-fuku@city.ube.yamaguchi.jp	○		8:30～17:15
	障害者(児)総合相談 生活支援センターふなき	0836-67-2464 center@funaki-furoukai.jp	○		8:30～17:15
	障害者(児)総合相談 宇部市障害者生活支援センター	0836-38-8820 soudan@kamiharaen.com	○		8:30～17:30
	障害者虐待防止センター (市地域福祉課内)	0836-34-8393	○		8:30～17:15
	ハローワーク宇部(障害者の就職支援)	0836-31-0164	○		8:30～17:15
	光栄会障害者就業・生活支援センター	0836-39-5357	○	土曜日	9:00～18:00(月～金) 8:30～17:30(土)
	山口障害者職業センター	0835-21-0520 yamaguchi-ctr@jeed.go.jp	○		8:45～17:00
	障害者ホットライン (県障害者社会参加推進センター)	083-928-5580	○	土日祝日	平日13:00～19:00 (土日、祝日年末年始 10:00～15:00)
	高次脳機能障害支援センター (県立こころの医療センター内))	0836-58-1218	○		9:00～17:00
	精神障害に関する相談 (県宇部健康福祉センター)	0836-31-3200	○		8:30～17:15
	精神障害に関する相談 (県精神保健福祉センター)	083-902-2672	○		8:30～17:15
	身体障害に関する相談 (県身体障害者更生相談所)	083-902-2670	○		8:30～17:15
	知的障害に関する相談 (県知的障害者更生相談所)	083-902-2673	○		8:30～17:15
	聴覚障害に関する相談 (県聴覚障害者情報センター)	083-985-0611 lookym33@c-able.ne.jp	○	土曜日	9:00～17:00(月～金) 9:00～21:00(土)
	自閉症・発達障害に関する相談 (県発達障害者支援センターまっぴ)	083-902-2680	○		9:15～12:00 13:00～16:30
発達障害に関する相談 (市発達障害等相談センターそらいろ) ※令和8年3月末まで	0836-43-6777 sorairo@coda.ocn.ne.jp	○		月・火・木・金曜日 9:00～17:00 水曜日(第3水曜日を除く) 12:00～20:00	

相談窓口名等	TEL・FAX メールアドレス	開設日時		
		月～金	他	時間
宇部警察署生活安全課生活安全係 (行方不明相談)	#9110 0836-22-0110	○	毎日	24時間対応
認知症支援・相談窓口 認知症疾患医療センター (県立こころの医療センター)	0836-58-5950	○		8:30～17:00
認知症支援・相談窓口 認知症の人と家族の会 山口県支部	083-925-3731	○		10:00～16:00
若年性認知症支援相談窓口	0836-58-2212	○		9:00～17:00
若年性認知症コールセンター	0800-100-2707	○	土曜日	10:00～15:00 水曜日10:00～19:00
かいごへるぷやまぐち(介護保険情報)	083-933-2774	○		8:30～17:15
高齢者総合相談、介護保険情報	(高齢者) 0836-34-8302 (介護保険) 0836-34-8297	○		8:30～17:15
高齢者虐待相談 市福祉総合相談センター	0836-34-8393	○		8:30～17:15
高齡・介護の相談窓口 東部第1包括支援センター (担当地区:東岐波、川上)	0836-39-6971	○		8:30～17:15
東部第2包括支援センター (担当地区:西岐波、常盤)	0836-39-6151	○		8:30～17:15
西部第1包括支援センター (担当地区:西宇部、厚南)	0836-45-3969	○		8:30～17:15
西部第2包括支援センター (担当地区:黒石、原)	0836-43-9307	○		8:30～17:30
中部第1包括支援センター (担当地区:上宇部、小羽山)	0836-43-9551	○		8:30～17:15
中部第2包括支援センター (担当地区:新川、鶉の島、藤山)	0836-39-6131	○		8:30～17:15
北部東包括支援センター (担当地区:厚東、二俣瀬、小野)	0836-62-5858	○		8:30～17:15
北部西包括支援センター (担当地区:船木、万倉、吉部)	0836-67-0506	○		8:30～17:30
南部第1包括支援センター (担当地区:恩田、岬、)	0836-38-8551	○		8:30～17:15
南部第1包括支援センター (担当地区:見初、神原、琴芝)	0836-38-3220	○		8:30～17:15

相談窓口名等	TEL・FAX (メールアドレス)	開設日時			
		月～金	他	時間	
教育等に関する悩み	県ひとづくり財団奨学センター	083-933-4770	○		8:30～17:00
	労働福祉金融制度教育資金 (県労働政策課)	083-933-3210	○		8:30～17:15
	私立学校・園に関する相談 (県学事文書課)	083-933-2138 a10400@pref. yamaguchi.lg.jp	○		8:30～17:15
	医師修学資金(県医療政策課)	083-933-2937	○		8:30～17:15
	看護師等修学資金(県医療政策課)	083-933-2928	○		8:30～17:15
	獣医学生修学資金(県畜産振興課)	083-933-3434	○		8:30～17:15
	母子・父子・寡婦福祉資金の 修学資金についての相談 (県宇部健康福祉センター)	0836-31-3200	○		8:30～17:15
	母子・父子・寡婦福祉資金の 修学資金についての相談 (市こども政策課)	TEL 0836-34-8331 FAX 0836-22-6051	○		8:30～17:15
	生活福祉資金の教育支援資金 についての相談 (市社協)	TEL 0836-33-3150 FAX 0836-22-4391	○		8:30～17:15
	中学卒業程度認定試験相談 (県教育庁義務教育課)	083-933-4595	○		8:30～17:15
高校卒業程度認定試験相談 (県教育庁教職員課)	083-933-4624	○		8:30～17:15	
その他	特別弔慰金の請求手続き等 (市地域福祉課)	0836-34-8325	○		8:30～17:15
	特別弔慰金の請求手続き等 (県長寿社会課)	083-933-2800	○		8:30～17:15
	恩給のことについて 県給与厚生課給付班(年金担当)	083-933-2069 a10300@pref. yamaguchi.lg.jp	○		8:30～17:15
	特定動物飼育の相談 (県宇部健康福祉センター)	0836-39-9862	○		8:30～17:15
	食の安心ダイヤル (県宇部健康福祉センター)	0836-39-9862	○		8:30～17:15
	食の安心ダイヤル(県庁)	083-933-3000	○		8:30～17:15
	不法投棄ホットライン	0120-538-710	○	年中無休	24時間
	福祉サービスの苦情相談 (県社協) (介護保険に関する苦情は高齢福祉 課または山口県国民健康保険団体連 合会苦情相談窓口083-995- 1010)	TEL 083-924-2837 kujou.@yg-you- i-net.or.jp	○		8:30～17:00 FAX・メールは24時間

相談窓口名等	TEL・FAX メールアドレス	開設日時		
		月～金	他	時間
東部第1地域包括支援センター (担当地区:東岐波、川上)	0836-39-6971 toubu1@mubekoue i.com	○		8:30～17:15
東部第2地域包括支援センター (担当地区:西岐波、常盤)	0836-39-6151 toubudai2houkatu @seagreen.ocn.ne. jp	○		8:30～17:15
西部第1地域包括支援センター (担当地区:西宇部、厚南)	0836-45-3969 Seibu1@ubenishire ha.jp.jp	○		8:30～17:15
西部第2地域包括支援センター (担当地区:黒石、原)	0836-43-9307 seibu-2-houkatsu @hakuai-kai- net.or.jp	○		8:30～17:30
中部第1地域包括支援センター (担当地区:上宇部、小羽山)	0836-43-9551 chubu1@ mubekouei.com	○		8:30～17:15
中部第2地域包括支援センター (担当地区:新川、鶉の島、藤山)	0836-39-6131 chiikihoukatsu@ kamiharaen.com	○		8:30～17:15
北部東地域包括支援センター (担当地区:厚東、二俣瀬、小野)	0836-62-5858 houkatsu-a@ globe.ocn.ne.jp	○		8:30～17:15
北部西地域包括支援センター (担当地区:船木、万倉、吉部)	0836-67-0506 houkatsu@ furoukai.jp	○		8:30～17:30
南部第1地域包括支援センター (担当地区:恩田、岬)	0836-38-8551 nanbudaiichi@yah oo.co.jp	○		8:30～17:15
南部第2地域包括支援センター (担当地区:見初、神原、琴芝)	0836-38-3220 nandemo.nan2@ gmail.com	○		8:30～17:15
生活支援センターふなき (担当地区:市内全域)	0836-67-2464 center@ funaki-furoukai.jp	○		8:30～17:30
障害者生活支援センター (担当地区:市内全域)	0836-38-8820 soudan@ kamiharaen.com	○		8:30～17:30
発達障害等相談センター「そらいろ」 (担当地区:市内全域)	0836-43-6777 sorairo@ coda.ocn.ne.jp	○		月・火・木・金 9:00～ 17:00 第3水曜日を除く水曜日 12:00～20:00
ふらっとコミュニティ・ひだまり (担当地区:市内全域)	0836-21-1152 f-hidamari@ juno.ocn.ne.jp	○		9:00～17:00
宇部市社会福祉協議会 (担当地区:市内全域)	TEL 0836-33-3134 FAX 0836-22-4392 tiiki-nandemo@ ubeshishakyo.or.jp	○		8:30～17:15

福祉なんでも相談窓口

第三次宇部市地域ふくしプラン

令和8年（2026年）3月発行

宇部市 健康福祉部 地域福祉課

〒755-8601

山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL：0836-34-8325

FAX：0836-22-6028